

平成27年12月10日（木曜日）

○出席議員（14名）

1番	土本	稔	議員	8番	宮下	為幸	議員
2番	林	真弥	議員	9番	亀野	富二夫	議員
3番	中川	秀平	議員	10番	甲部	昭夫	議員
4番	山本	孝司	議員	11番	古玉	栄治	議員
5番	笹川	広美	議員	12番	若狭	明彦	議員
6番	南	昭榮	議員	13番	坂井	幸雄	議員
7番	諏訪	良一	議員	14番	作間	七郎	議員

○説明のため出席した者

町	長	杉本	栄蔵	農林課長	加賀	忠夫
副町	長	廣瀬	康雄	上下水道課長	北野	均
教育	長	池島	憲雄	住民福祉課長	平岡	重信
参事兼総務課長	堀内	浩一		長寿介護課長	道善	まり子
参事兼土木建設課長	高橋	孝雄		会計課長	正谷	智
参事兼保健環境課長	長元	健次		教育文化課長	植田	一成
企画課長	高名	雅弘		生涯学習課長	百海	和夫
情報推進課長	町田	穂高		教育文化課担当課長	林	大智
税務課長	古川	利宣				

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 田 中 栄 一

書 記 山 本 博 司

〃 水 田 祥 代

○議事日程（第1号）

平成27年12月10日 午前10時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 決議第3号

日程第4 議案第71号～議案第89号（町長提出、質疑）
請願第8号及び請願第9号

日程第5 常任委員会付託

日程第6 休会決定の件

午前10時00分 開会

◎開会・開議

○議長（甲部昭夫議員） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達しております。

ただいまから平成27年第6回中能登町議会定例会を開会します。

諸般の報告をします。

9月定例会で可決されました地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書、以上2件は、内閣総理大臣を初め関係方面に提出しておきましたので、ご了承を願います。

加えて、地方自治法第121条の規定による本会議に出席する者を別紙の説明員職氏名一覧表としてお手元に配付しましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（甲部昭夫議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、11番 古玉栄治議員、12番 若狭明彦議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（甲部昭夫議員） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月18日までの9日間としたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月18日までの9日間とすることに決定しました。

◎決議第3号

○議長（甲部昭夫議員） 日程第3 決議第3号 議員派遣の件を議題といたします。

議案書は、その1、1ページとなります。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元に配付のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第127条の規定により派遣することにしたと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） 異議なしと認めます。

よって、決議第3号 議員派遣の件は、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

◎議案の一括上程

○議長（甲部昭夫議員） 日程第4 議案の一括上程

議案第71号 中能登町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について

議案第72号 中能登町個人番号カードの利用に関する条例の制定について

議案第73号 中能登町下水道等供用開始区域内し尿等処分手数料徴収条例の制定について

議案第74号 中能登町印鑑条例の一部を改正する条例について

議案第75号 中能登町税条例等の一部を改正する条例について

議案第76号 中能登町手数料条例の一部を改正する条例について

議案第77号 中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第78号 中能登町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第79号 中能登町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第80号 中能登町体育施設条例の一部を改正する条例について

議案第81号 中能登町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第82号 町道路線の変更について

議案第83号 字の区域及び小字の名称の変更について

議案第84号 平成27年度中能登町一般会計補正予算

議案第85号 平成27年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第86号 平成27年度中能登町介護保険特別会計補正予算

議案第87号 平成27年度中能登町下水道事業特別会計補正予算

議案第88号 平成27年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算

議案第89号 平成27年度中能登町水道事業会計補正予算

請願第8号 マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める請願書

請願第9号 地方大学の機能強化を求める請願書

以上、議案19件及び請願2件を一括して議題とします。

◎提案理由説明

○議長（甲部昭夫議員） 町長から議案について提案理由の説明を求めます。

杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 皆さん、おはようございま

す。

提案理由の説明を行います。

本日ここに、平成27年第6回中能登町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに何かとご多用の中、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

師走も中旬に入り、慌ただしく年の瀬を迎えようとしております。

ことしを振り返ってみますと、中能登町においては、幸いにも豪雨、台風などによる気象災害の発生はありませんでした。しかし全国的には、局地的な集中豪雨や地震の発生、また火山活動の活発化などさまざまな自然災害が発生をしており、油断のできない状況にあります。

災害の発生は予測不可能ではありますが、過去の災害を教訓とし、常日ごろから災害に備え、被害を最小限に抑えられるように防災、減災対策を進めていかなければなりません。

町といたしましては、毎年、防災総合訓練を行い、各関係機関との連携を確認しておりますが、各地区においても自主防災訓練を実施していただいております。今年度は年度末までに24の地区で実施される予定です。今後とも各地区においては避難行動要支援者台帳を活用した避難訓練など定期的な防災訓練を実施していただき、自助、公助、共助それぞれの立場で防災意識を高め、町民の皆様の安全と安心を確保してまいりたいと考えております。

次に、「道の駅」織姫の里なかののについて申し上げます。

「道の駅」織姫の里なかののが、観光情報の発信、地産地消による産業振興、災害時の防災拠点などの役割を担い、交流施設として開業してから1年半がたちました。

当初計画の年間利用客数13万人の予測に対し、開業1年目の実績は、レジを通過して商品を購入した方だけの集計で約16万人の利用

客がありました。また年間売上高は、目標としておりました1億円を超え、約1億6,000万円の実績がありました。

この1年目の実績を継続し発展すべく、6月に指定管理者の能登わかば農協と町で組織する織姫の里なかのと活性化委員会を立ち上げ、また10月には、道の駅へ出荷している生産者で組織した織姫ファイトプロジェクトが設立され、農産物の生産販売力を高める運営活動をしております。

今後ともカラー野菜など特色ある商品の販売を促進し、また特産品を生かした各種イベントを開催するなど中能登町の魅力をアピールし、集客力の強化を図っていきたくと考えております。

次に、地方創生について申し上げます。

地方創生につきましては、3月に町長を本部長とし各課長級で組織する中能登町まち・ひと・しごと創生本部を設置し、各課に係る取り組みを取りまとめております。そして先般、産学官及び金融、労働分野の有識者及び町内各種団体の代表者18名で構成する中能登町まち・ひと・しごと創生有識者会議を開催し、今後数回にわたり会議を開き、ご意見、ご提案をいただきます。

また、6月に実施した町民アンケートの結果も踏まえて、来年3月には中能登町人口ビジョン・総合戦略を策定し、国に提出する予定です。原案が固まりましたら議員の皆様にお示しをし、忌憚のないご意見を伺いたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、本定例会に提案をいたしました議案の主な内容について、順次説明をいたします。

議案第71号から第81号までの11案は、いずれも条例の制定及び改正についてであります。

最初に、議案第71号は、中能登町行政手続における特定の個人を識別するための番号の

利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についてであります。

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の規定に基づき、個人番号の利用に関し必要な事項を定めるため制定するものであります。

次に、議案第72号 中能登町個人番号カードの利用に関する条例の制定についてであります。

この条例は、番号法の規定に基づき、個人番号カードを利用する事務を条例で定める必要があるため制定するものであります。

次に、議案第73号 中能登町下水道等供用開始区域内し尿等処分手数料徴収条例の制定についてであります。

この条例は、下水道等が供用開始されて3年を経過した区域から発生するし尿等の処分手数料の徴収に関し、必要な事項を定めるため制定するものであります。

次に、議案第74号 中能登町印鑑条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、印鑑登録証明書の交付について、番号法による個人番号カードを利用し証明書を交付できるようにするための改正を行うものです。

次に、議案第75号 中能登町税条例等の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、地方税法等の一部改正に伴い、徴収猶予等に関し所要の改正を行うものであります。

次に、議案第76号 中能登町手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、別表中、廃棄物の収集、運搬等の手数料を削る改正を行うものであります。

次に、議案第77号 中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、国保税の減免申請期限を変更

するなどの改正を行うものであります。

次に、議案第78号 中能登町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、番号法の施行に伴い、事務の一部で番号利用事務となるものがあるため所要の改正を行うものであります。

次に、議案第79号 中能登町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、廃棄物、し尿等の処理手数料等を新たに定めるものであります。

次に、議案第80号 中能登町体育施設条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、体育施設の利用料の見直しに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第81号 中能登町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第82号 町道路線の変更についてであります。

今回、西馬場地内の2路線について終点及び路線番号の変更を行うものであります。

次に、議案第83号 字の区域及び小字の名称の変更についてであります。

これは、県営圃場整備事業による区画形状の変更に伴い、東馬場地区の字の区域及び小字の名称を変更するものであります。

次に、議案第84号 平成27年度中能登町一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億507万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億7,358万5,000円とするものであります。

また、第2表の債務負担行為補正につきましては、ごみ収集運搬業務委託として、平成28年度までを期間とし4,500万円を計上するものであります。

また、第3表地方債補正につきましては、励志館、鹿西公民館解体及び林道城石線災害復旧工事に係る所要額を計上したものであります。

補正予算の主なものは、歳入では、町債で教育施設石綿対策事業債1億2,310万円を増額し、財源調整のための財政調整基金繰入金4,941万3,000円を減額するものであります。

また、ふるさと応援寄附金として8名の方々から合わせて73万円をいただいたもので、ここに改めて厚くお礼を申し上げます。なお、寄附金は、ふるさと応援基金に積み立て、今後、有効に活用させていただきます。

次に、歳出の主なものとしましては、県営土地改良事業費で東馬場地区換地清算金の決定により5,002万2,000円を増額し、また、カルチャーセンター等費で鹿西公民館解体工事の増工により3,797万6,000円を増額するものであります。

次に、議案第85号 平成27年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ96万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,679万2,000円とするものであります。

この補正予算は、後期高齢者医療広域連合納付金で保険基盤安定負担金を増額するものであります。

次に、議案第86号 平成27年度中能登町介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ351万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億9,877万円とするものであります。

補正予算の主なものは、一般管理費において介護報酬の改正に伴うシステム改修費を増額するものであります。

次に、議案第87号 平成27年度中能登町下水道事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ

1,459万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億2,221万円とするものであります。

また、第2表の債務負担行為補正につきましては、公共下水道処理施設維持管理業務委託等4つの委託事業に係る債務負担行為を追加するものであり、いずれも平成28年度までを期間とするものであります。

また、第3表の地方債補正では、特定環境保全公共下水道事業債について必要額を補正するものであります。

補正予算の主なものは、農業集落排水施設管理費で、鹿西東部浄化センターの返送汚泥ポンプの老朽化等により施設修繕料300万円を増額し、あわせて交付決定により委託費及び工事請負費等を減額するものであります。

次に、議案第88号 平成27年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ202万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,433万8,000円とするものであります。

補正予算の主なものは、光ケーブル引き込み工事費162万円を増額するものであります。

次に、議案第89号 平成27年度中能登町水道事業会計補正予算につきましては、収益的支出で職員手当を増額するものであります。

また、債務負担行為につきましては、上水道施設維持管理業務委託として570万円を、また水質検査業務委託として440万円を追加し、期間をいずれも平成28年度までとするものであります。

以上、本日提出いたしました議案各件につきその大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただき、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長（甲部昭夫議員） 町長の提案理由の

説明が終わりました。

ここで私から訂正をさせていただきます。

先ほどの上程議案の請願2件について、請願番号を誤っておりました。正しくは、請願第8号 地方大学の機能強化を求める請願書、請願第9号 マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める請願書。

以上、訂正をします。

◎議案説明及び質疑

○議長（甲部昭夫議員） これより、第6回定例会に上程されています議案第71号から議案第89号について、議案の説明及び質疑を行います。

これより上程議案の説明に入りますが、執行部におかれましては、簡潔、明瞭で的確なものとするよう要請をいたしておきます。

質疑については、同一の質疑は3回までととなっておりますので、よろしくお願ひします。

最初に、議案第71号 中能登町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について説明を求めます。

議案書は、1ページから6ページまでとなります。

堀内参事兼総務課長

〔堀内浩一参事兼総務課長登壇〕

○堀内浩一参事兼総務課長 それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

議案第71号 中能登町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定でございます。

続いて、議案書の3ページをお開きいただきたいと思ひます。

別添の資料につきましては1ページから2ページとなります。

本条例につきましては、平成28年1月から

マイナンバーの利用が開始されるに伴い、国、県、市町村間の事務または町において異なる部署間の事務において特定個人情報を提供する場合、その事務の内容を条例で規定する必要があるため、この条例を定めるものでございます。

条文の内容につきましては、第1条から第3条までは趣旨、用語の意義、町の責務を規定しております。第4条においては番号法の利用範囲を規定しているものでございます。

4ページ、5ページ、6ページでございますが、別表において町長が行う13項目の事務を規定しているものでございます。

なお、施行につきましては平成28年1月1日からとするものでございます。

説明は以上のとおりでございます。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。議案第71号について質疑の方はございませんか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

次に、議案第72号 中能登町個人番号カードの利用に関する条例の制定について説明を求めます。

議案書は7ページから9ページとなります。

堀内参事兼総務課長

○堀内浩一参事兼総務課長 続きまして、議案第72号、議案書の7ページをお願いいたします。

中能登町個人番号カードの利用に関する条例の制定についてでございます。

続いて、議案書9ページをお開き願いたいと思います。資料につきましては3ページとなります。

本条例は、番号法の規定に基づき、個人番号カードを利用する事務は条例で規定する必要がある、今回、戸籍の全部事項証明書ほか全部でアからオの5つの項目の証明書の交付

について規定をするものでございます。なお、今後ほかにも番号カードを利用する事務をふやす場合は、本条例に追加して規定する必要があります。

条文の内容につきましては、第1条に趣旨を規定し、第2条では、個人番号カードを利用できる事務として今申し上げました5つの証明書等の交付事務としているものでございます。

本条例の施行につきましては平成28年の1月1日からとするものでございます。

以上、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。議案第72号について質疑の方はございませんか。

7番 諏訪議員

〔7番（諏訪良一議員）登壇〕

○7番（諏訪良一議員） おはようございます。

この個人番号制度の運用については以前にも一般質問をしておりますが、その後、町民の方々は余り周知徹底していないというような声をよく聞くわけですが、どのようにこれまでこの周知徹底ということについて、実施、運用については年明けてスタートするわけですが、これまでにどのような行動をとられているか。また、あと運用までにわずかな期間しか残っておりませんが、どのような行動をとられるのかを伺いたいと思います。

○議長（甲部昭夫議員） 堀内参事兼総務課長

○堀内浩一参事兼総務課長 諏訪議員の質疑にお答えいたします。

これまでの周知については、町の広報、それからホームページ等で紹介してきたわけですが、議員おっしゃるとおり十分な周知というのは図られてない面は確かにあるかと思います。

一遍に何度も何度も大量の情報をお伝えし

ても町民の方はわかりにくい面があるかと思いますが、小まめに今後とも町の広報、それからホームページ、それからご要望がある場合にはいろんな場所へ説明に出かけていって周知を図ってまいりたいと思います。

確かに来年の1月から実施が開始されますが、それまでに十分な説明というのはできてないと思いますので、今後、継続的に周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 諏訪議員

○7番（諏訪良一議員） 先ほど申請用紙が届いておりますが、申請してもいいのか、しなくてもいいのか、しない場合にはどうなるのか、全くそのあたりがまだ我々も十分承知していないというような面です。ですから町当局から考えますと、情報は十分に流しているから皆さん方はもう理解されているというように考えておられると思うんですが、そんなに読むような情報は読んでおらないのが実態ではなかろうかなと思うんですね。

そういうことから、恐らく質問も相当来ていることとは思いますが、まだまだわかりやすいような情報を流していただきたい。ケーブルテレビあたりも十分活用されて、見る情報を提供していただきたいとお願いして、質問を終わります。

○議長（甲部昭夫議員） ほかにありませんか。

若狭議員

〔12番（若狭明彦議員）登壇〕

○12番（若狭明彦議員） ただいま個人番号制度の説明されたわけなんですけど、想像すると個人番号をつけるときに準備が要ります。来年の1月1日からそういうことができるのかどうか。固定資産なり税金、いろんなことでちゃんと資料づくりせないかんと思うんですが、そういう人件費とかその体制が整っているのかどうか、説明願います。

○議長（甲部昭夫議員） 堀内参事兼総務課長

○堀内浩一参事兼総務課長 若狭議員の質疑にお答えいたします。

国の制度として、町はこの番号制度を受けて実施するわけですが、余りにも膨大な手続事務、準備事務がありまして、実際問題としては十分に十二分と言える体制はできてない面があるかと思えます。

ただ、住民の方々にご迷惑とならないように、今後、必要に応じて人員をふやすなりして対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 若狭議員

○12番（若狭明彦議員） やはり町民の方、イコール国民の方なんですけど、いろいろと不安がっているんですね。

例えばの話が、これに基づいて銀行間の取引も当然あるやろうと思うし、固定資産とか税金問題、そういうところまでみんな個人情報ばらまきじゃないかと、そういうふうな解釈もされておられる方もおいでます。

ある金融機関なんかでも、おい、これからどうするんだと。銀行間でその人の借入れが全部出てくると。その反面、預金も出てきますと。これからの先、私ら老人はどうすればいいんだねというふうな問いかけもあるんですが、私自身もそういう点は理解しませんと。なるしかならんがいねという言い方もしているんですが、そういう点はどういうふうな見方しておられますか。

ということは、いろいろな個人情報の漏えいという問題出てくると思う。今まで高額取引とか裏の金融機関の関係とかでやっぱり個人情報も漏れています。これするとなおさら漏れるというふうなこと、そういうことは想像はしてないんですか。その点、いいこともあれば悪いことも当然あるんですが、想像しながら予定していますか、どうですか。

○議長（甲部昭夫議員） 堀内参事兼総務課長

○堀内浩一参事兼総務課長 情報の漏えいについての質疑にお答えいたします。

町職員が取り扱うそういう情報については、セキュリティポリシーというきちっとした規定をつくって、それを遵守していく形で情報漏れを防いでいく考えであります。民間企業におけるそういう情報漏れということも当然出てくる可能性があると思います。その点については町ではちょっと対応しきれない面がありますので、それをどうのと言われましても答弁はちょっと難しいかなと思います。

取り扱う金融機関は金融機関で、きちりとしたそういう情報漏れの対策をやっているかと思しますので、それを信用していくことしか今の時点ではないのではないかと思います。

以上です。

○12番（若狭明彦議員） そこをまたきちっと検討してやっていただきたいと思います。

終わります。

○議長（甲部昭夫議員） ほかがございませんか。

宮下議員

〔8番（宮下為幸議員）登壇〕

○8番（宮下為幸議員） 9ページの第2条ですけれども、これは意味がなかなかわかりませんので、ちょっと説明してもらえませんか。

○議長（甲部昭夫議員） 堀内参事兼総務課長

○堀内浩一参事兼総務課長 宮下議員の質疑にお答えいたします。

第2条ですね。個人番号カードの交付を受けている者は、これは一般町民ということでご理解いただけたと思うんですが、多機能端末機、本庁の電子計算機、本庁に置くコンピュータと通信回線により接続された民間事業

者が設置する端末機というのは、町内のコンビニでそういうサービスを受けられるということでそういう端末機を置くことにしておりますが、その機械を言っているものです。コンビニに設置される機械で、個人番号カードを利用して自動的に証明書等の、今後はアからオまでの5つの証明書を交付することができるというものでございます。

なお、時間については、役場の開庁時間以外の早朝から11時半でしたかね、はっきり時間は今ちょっと覚えてないんですが、夜遅くまでそういう利用ができるということになります。あと休日、土曜、祝日についてもそのような時間で利用ができるということになります。

以上ですが。

○議長（甲部昭夫議員） 宮下議員

○8番（宮下為幸議員） わかりました。

そうしたら、この番号がついて、例えばコンビニとかも出されるわけやね。例えば財産を相続するときとかそういうときに、司法書士とか行政書士が今やったら役場で申請すればとりにこられますね。印鑑証明はだめやと思うんですが。その辺はどういうがなくなってくるんですか。例えば戸籍謄本をとるとか第三者がとっていくというのは、そんなんはどういうふうな形になっていくのか。

○議長（甲部昭夫議員） 堀内参事兼総務課長

○堀内浩一参事兼総務課長 そのようなことについては、個人番号を所有する本人しか利用できないということになります。かわって誰かがそれを利用することはできないということでございます。

○議長（甲部昭夫議員） 宮下議員

○8番（宮下為幸議員） 今までの場合やと、委任したら司法書士なりがとりにいくことできたんですか。

○議長（甲部昭夫議員） 平岡住民福祉課長
〔平岡重信住民福祉課長登壇〕

○平岡重信住民福祉課長 戸籍については、親族等が窓口で交付を受けることができます。コンビニでは、今総務課長言われたように、個人番号カード、みずから持っている者しか交付を受けることはできません。役場の窓口では従来どおりの交付を受けることができることとなっております。

以上です。

○8番（宮下為幸議員） これで3回、だめなんやね。

○議長（甲部昭夫議員） 今は結論出とらんみたいやから、もう一遍認めます。

○8番（宮下為幸議員） 例えば司法書士がかわって要するに代理でとってきますと、とりにいくことはできるんですね。そういうことが今後どうなるかということ。

○議長（甲部昭夫議員） 平岡住民福祉課長
○平岡重信住民福祉課長 今ほどの質疑ですけども、今までどおり窓口の対応についてはできることになっております。

○8番（宮下為幸議員） わかりました。

○議長（甲部昭夫議員） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

次に、議案第73号 中能登町下水道等供用開始区域内し尿等処分手数料徴収条例の制定について説明を求めます。

議案書は11ページから13ページとなります。

長元参事兼保健環境課長

〔長元健次参事兼保健環境課長登壇〕

○長元健次参事兼保健環境課長 それでは、議案書の11ページをごらんください。

議案第73号でございます。中能登町下水道等供用開始区域内し尿等処分手数料徴収条例の制定についてでございます。

これにつきましては、別添の条例等提出案件資料のほうで説明をさせていただきたいと

存じます。それでは、5ページのほうをお願いいたします。

今ほど申しあげました条例の制定の概要を申し上げます。

まず、その理由でございますけれども、下水道法では、下水道が供用開始されてから3年以内に家庭等の便所等を改修し、下水道に接続しなければならないことになっております。それで、下水道供用開始区域内でありながら下水道に接続していない家庭等から、なかなかクリーンセンターに搬入されたし尿等については、その処理費用について個人が負担する手数料、今現在はキロリットル当たり204円でございますが、それとは別に町が七尾市に委託料として別に負担をしております。これは、町民の不公平の解消を図るために、この委託料に対して応分の負担を求めるものでございます。

制定の概要でございます。七尾市に委託しているし尿等の処理について、当該し尿等処理委託料を発生したし尿等の数量で除した額を単価として、し尿等の処分を依頼した者から徴収するものであります。ただし、下水道の本管が自宅前に来ていないなど下水道へ接続できない家庭等については、その対象から除くものでございます。

その下に単価の算定根拠ということでお示ししてございます。これは平成26年度の実績に基づいたものでございます。まず七尾市への委託料として年間655万7,000円、町からお支払いしております。し尿等の処理量として年間ですけれども2,061キロリットル、し尿等の処理をしております。それを割りますと3,181円となります。この数値に基づきまして、し尿等処分手数料としてキロリットル当たり3,000円とするものでございます。

なお、施行の期日でございますが、平成28年7月1日でございます。

それでは、議案書の13ページのほうを改めてごらんください。

それでは、この条例についてご説明申し上げます。

まず、第1条では趣旨ということで、この条例は、町内の下水道等の供用開始区域から発生し、ななかクリーンセンターへ搬入するし尿等の処分手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものでございます。

第2条では定義、1号では下水道等。2号ではし尿等。これにつきましては、くみ取り便所から発生するし尿、及び浄化槽法第2条第1項に定める浄化槽から発生する汚泥を指しております。

第3条では対象区域でございます。この条例の対象区域は、公共下水道事業、農業集落排水事業または町設置型個別配水処理事業により下水道が供用開始されて3年を経過した区域とするものであります。

第4条では手数料の徴収ということでございます。前条で定める区域の手数料は、し尿等の処分を依頼した者から徴収するというところで、第2項では、前項の手数料は1,000リットル当たり3,000円を乗じて得た額ということでございます。

第5条では手数料の減免、第6条では委任ということでございます。

説明は以上でございます。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。議案第73号について質疑の方はございませんか。

1番 土本議員

〔1番（土本 稔議員）登壇〕

○1番（土本 稔議員） それでは、2点お伺いたします。

1点目ですが、手数料は町みずからが徴収するのかということ。

2点目は、この条例は、ななかクリーンセンターに搬入するため、現在建設中であるバイオメタン施設の完成までの条例であって、約7カ月の条例と考えますが、やはり町民に負担を求めるなら、なぜこのタイミングなの

か。周知期間を考えれば、もっと早目に提出すべきものではなかったのか。

この2点を伺います。

○議長（甲部昭夫議員） 長元参事兼保健環境課長

○長元健次参事兼保健環境課長 今ほどの土本議員の質疑にお答えいたします。

まず、この手数料の徴収は誰がするかということでございますが、実質し尿をくみ取りしている事業者にお問い合わせをすることとしております。

もう1点ですけれども、なぜこの時期にこういった処分手数料を条例化して徴収するのかというふうな質疑だったかと思えます。

おっしゃるとおり確かにもっと早くする必要もあったかとは思いますが、今ほど私申し上げましたとおり、施行の日を7月1日からということで、供用開始までの期間は確かに9カ月ですか、少ないんですけども、これにつきましては、まず1点目といたしましては、し尿の処分の手数料については、個人は確かにご負担はされております。しかしながら、本来下水道につながればこのような手数料といえますか、七尾市のほうに処理委託料として公費で多大な金額を支払っているところでございます。今ほどご説明申し上げましたとおり平成26年度で655万7,000円というふうな額を町の経費からお支払いしております。そういったことについて、まだ下水道に接続していない方にご理解を求めるといことがまず目的として考えておりましたし、議員おっしゃるとおり、平成29年4月1日から新しいバイオマス発酵施設ができて、そちらのほうにし尿を搬入することになるわけなんですけれども、この条例で1キロリットル当たり3,000円で、新たな施設ができたときには、後ほどご説明いたしますけれども、中能登町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例で説明いたしますけれども、そのときの手数料とし

てトン当たり2万円ということとしますが、規則で6,000円というようなことで減額して徴収をする予定であります。

そういったことで、前段で3,000円、その後、29年度からは6,000円ということで、し尿の処分の手数料の激変緩和を狙ったものでございます。

以上でございます。

○議長（甲部昭夫議員） 土本議員

○1番（土本 稔議員） 料金のことについては、数量で割っておるだけなのでそれは理解するんですが、広域圏が解散してもう2年以上たっている中で、このタイミングという、もっと早い段階で提出されるべき問題ではなかったかなというふうに私は思います。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

次に、議案第74号 中能登町印鑑条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は15ページから17ページとなります。

平岡住民福祉課長

○平岡重信住民福祉課長 15ページをお願いします。

議案第74号 中能登町印鑑条例の一部を改正する条例についてでございます。

続きまして、17ページをお願いします。資料では7ページに新旧対照表をつけてございます。

それでは説明させていただきます。

現在の条例では、印鑑登録証を提示して印鑑登録証明書交付申請書により申請しなければならぬということで条例にうたっております。

そのことを、17条第1項におきましては、役場の窓口で個人番号カードを添えて申請し

た場合は、印鑑登録証の添付を省略することができることとするものでございます。

それから、中段の17条2項につきましては、1項の改正により印鑑登録証の字句を削除するものでございます。

それから、一番下の3項になりますけれども、個人番号カードを利用してコンビニの多機能端末機で印鑑登録証の交付を受けることができることとするものでございます。

いずれにつきましても、利用者証明用電子証明書があるものに限るものでございます。

この条例一部改正の施行は平成28年1月1日とするものでございます。

従来どおり印鑑登録証を提示して窓口で印鑑証明の交付を受けることもできます。それは継続してできるようになっております。

説明は以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。議案第74号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようでありますので、ここで、11時15分まで休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（甲部昭夫議員） 会議を再開いたします。

次に、議案第75号 中能登町税条例等の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は19ページから25ページとなります。

古川税務課長

〔古川利宣税務課長登壇〕

○古川利宣税務課長 議案書は19ページをお願いします。

議案第75号 中能登町税条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

資料の9ページをお願いいたします。

中能登町税条例の一部改正ですが、これは地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。施行期日は平成28年4月1日です。

次に、中能登町税条例等の一部を改正する条例の一部改正ですが、これは地方税法施行規則等の一部を改正する省令に伴い、所要の改正を行うものです。施行期日は公布の日であります。

10ページをお開きください。

中能登町税条例の一部改正についてです。

新旧対照表は13ページから18ページとなります。

改正の趣旨ですが、平成27年度税制改正において、地方税の猶予制度について、納税者の負担の軽減を図るとともに早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、平成26年度税制改正における国税の見直しと同様、新たに納税者の申請に基づく換価の猶予制度を設けるとともに、徴収猶予及び換価の猶予について所要の見直しを行うこととされました。

また、その際には、地方分権を推進する観点や地方税に関する地域の実情がさまざまであることなどを踏まえ、猶予に係る担保の徴収基準などの一定の事項については各地域の実情等に応じて条例で定めることとされたことから、中能登町税条例に規定を追加するものです。

次に、主な改正内容です。

猶予に係る徴収金の分割納付等についてです。猶予に係る徴収金の納付は、財産の状況その他の事情から見て合理的かつ妥当なものに分割または期限を定めて納付させることとします。

次に、猶予申請における記載事項についてです。申請書に定める事項は、一時に納付することができない事情、猶予を受ける金額及び期間、分割納付する金額及び期間、担保を提供する場合ですが担保の内容です。

次に、猶予申請書に添付する書類について

ですが、申請書に添付する書類は、事実を証する書類、資産及び負債の状況を明らかにする書類、収支の状況（実績及び今後の見込み）を明らかにする書類となります。担保を提供する場合ですが担保に関する書類です。

11ページをお願いします。

担保の徴収基準ですが、次の場合は担保を不徴取とします。猶予に係る金額が100万円以下の場合、猶予期間が3カ月以内の場合、特別な事情がある場合、以上の場合は担保を徴する必要がありません。

次に、猶予申請の訂正期限についてですが、申請書に不備等があった場合の訂正期限を通知を受けた日から20日以内とします。

次に、申請による換価の猶予の申請期限についてですが、換価の猶予の申請期限を納期限から6カ月以内とします。

以上が主な改正内容であります。

今回の改正では幾つかの事項が町の条例に委任されていますが、中能登町税条例を定めるに当たっては、全て国税の基準に準拠する規定としています。

次に、12ページをお願いします。

中能登町税条例等の一部を改正する条例の一部改正についてです。

新旧対照表は19ページから21ページとなります。

改正の概要ですが、番号法改正に伴って改正した中能登町税条例等の一部を改正する条例の未執行部分の改正です。

主な改正内容ですが、当初、納付書及び納入書に法人番号を記載するものでしたが、当面見送りとなったことや、また逆に法人番号を記載するものとなった申請書などについて定めてあります。

説明は以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。議案第75号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

次に、議案第76号 中能登町手数料条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は27ページから29ページとなります。

長元参事兼保健環境課長

○長元健次参事兼保健環境課長 それでは、議案書の27ページをごらんください。

議案第76号でございます。中能登町手数料条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

29ページをお開きください。

中能登町手数料条例の一部を改正する条例ということでございます。

中能登町手数料条例の一部を次のように改正するというところでございまして、新旧対照表につきましては条例等提出案件資料の37ページでございます。

この29ページでご説明申し上げますが、別表中の下をごらんください。

手数料を徴収する事項、手数料の金額という欄がございます。その次に、その他の証明ということで1件につき300円となっております。次に、家庭系廃棄物の収集、運搬。ここから、3つ下がりまして、浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可申請に対する審査、1件につき10,000円までを削除するものでございます。

この条例についてですけれども、定めている手数料を徴収する事項とその金額を後ほどご説明させていただきます中能登町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例に改めて定めるため、関係する事項を削除するものでございます。

なお、この条例につきましては公布の日から施行するものでございます。

ご説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。議案第76号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

次に、議案第77号 中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は31ページから33ページとなります。

長元参事兼保健環境課長

○長元健次参事兼保健環境課長 それでは、議案書の31ページをごらんください。

議案第77号 中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

33ページをごらんください。

中能登町国民健康保険税条例の一部を次のように改正するというものでございます。

第26条第2号中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）」に改めるものでございます。

これにつきましては、国民健康保険税の減免を受けようとするときに中能登町税条例と同様の申請期限に改め、減免申請書には氏名のほかに新たに個人番号を加えるものでございます。

この条例の施行につきましては平成28年1月1日からでございます。

説明は以上でございます。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。議案第77号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

す。

次に、議案第78号 中能登町介護保険条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は35ページから37ページとなります。

道善長寿介護課長

〔道善まり子長寿介護課長登壇〕

○道善まり子長寿介護課長 それでは、議案書35ページをお願いいたします。

議案第78号 中能登町介護保険条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

議案書の37ページ、資料は27ページをお願いいたします。

この条例の一部改正につきましては、平成28年1月1日から個人番号の利用が開始されることから、介護保険条例の第10条、保険料の徴収猶予、第11条、保険料の減免の申し出があった場合、申請書類の提出時に個人番号を記入していただくための改正であります。

この条例は平成28年1月1日からの施行となります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。議案第78号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

次に、議案第79号 中能登町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は39ページから42ページとなります。

長元参事兼保健環境課長

○長元健次参事兼保健環境課長 それでは、議案書39ページをごらんください。

議案第79号 中能登町廃棄物の減量化及び

適正処理等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

条例等提出案件資料のほうでご説明をさせていただきたいと思っております。それでは、資料のほうの29ページをごらんください。

この条例の改正の概要でございます。

まず改正の理由でございますが、現在町内から発生するし尿等を処理している七尾市のななかクリーンセンターに平成29年度から搬入できなくなることから、久江地内の中部クリーンセンターで建設されるバイオメタン発酵施設での処理を行うことに伴い、し尿等、事業系廃棄物及び産業廃棄物の処理手数料について定めるものであります。

もう一つは、中能登町手数料条例から削除される家庭系廃棄物の収集、運搬手数料、一般廃棄物処理業の許可申請及び更新許可申請に対する審査手数料、事業の範囲の変更の許可申請に対する審査手数料及び浄化槽清掃業の許可申請に対する審査手数料を定めるものでございます。

改正の概要でございます。

まず1番目ですけれども、中能登町内から発生するし尿等、町が指定した事業系廃棄物及び産業廃棄物の処理手数料を定めるものでございます。下水道処理区域、これは供用開始後3年を経過した区域になります。ここからのし尿等はトン当たり2万円。施行規則のほうで減ずる額を1万4,000円と定め6,000円とするものでございます。そのほかの区域からのし尿等につきましては204円、トン当たりですけれども、この単価をそのまま現行の単価のまま引き継ぐものでございます。

次、その下になりますけれども、町が指定した事業系廃棄物及び産業廃棄物はトン当たり2万円。これも施行規則で減ずる額を定めます。これはバイオメタン発酵施設に対し発酵効率を高める特に有用な産業廃棄物については、施行規則で4,000円を減ずる額を定め1万6,000円とするものでございます。

次、2つ目ですけれども、家庭系廃棄物の収集、運搬手数料を定めるということで、指定袋、大、1袋当たり50円、中につきましては1袋当たり40円、小につきましては1袋当たり30円と定めるものであります。

3つ目に、一般廃棄物処理業の許可申請及び更新許可申請に対する審査手数料、事業範囲の変更の許可申請に対する審査手数料及び浄化槽清掃業の許可申請に対する審査手数料を定め、1万円とするものでございます。

なお、2つ目と3つ目につきましては、先ほどご説明申し上げましたけれども、中能登町手数料条例で削除した手数料を徴収する事項及び手数料の金額を改めて定めるものでございます。

施行期日につきましては公布の日から施行ということでございます。ただし、1番目に申し上げました事項につきましては平成29年4月1日から施行させていただくものであります。

これにつきましては、バイオメタン発酵施設の処理手数料について、施行が平成29年4月からであることから、この条例で大枠の単価を定め住民の皆さんに周知を図り、供用開始に備えるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。議案第79号について質疑の方はございませんか。

1番 土本議員

〔1番（土本 稔議員）登壇〕

○1番（土本 稔議員） では、2点質問いたします。

議案書の41ページですが、手数料の徴収に関し必要な事項は規則で定めるとありますが、免除等は大事なことから条例に明記すべきではないかというのが一つと。

もう1点ですが、平成29年4月1日から施行とありますが、工事中であるバイオメタン

の施設の完成がおくれるおそれ等はないのか。

その2点について伺います。

○議長（甲部昭夫議員） 長元参事兼保健環境課長

○長元健次参事兼保健環境課長 土本議員の質疑にお答えいたします。

まず1点目ですけれども、条例のほうで単位当たり2万円、そういった形で単価を明記させていただきました。本来であれば2万円を徴収すべきところですが、当分の間、規則のほうで減じて、し尿については6,000円としたいということでありまして、ある一定時期にまいりましたときには2万円に近づくような形で単価を設定していくことになるかと思っておりますので、そういう思いで規則のほうで減ずる額を定めたものであります。

もう1点ですけれども、バイオメタン発酵処理施設の完成時期、議員おっしゃるとおり4月1日から稼働して必ずしも本調子にならないことも考えられます。そういったことで、私、直接工事のほうについては担当はしておりませんが、おっしゃるように、おくれる可能性があるかもしれないと私は考えております。

以上でございます。

○議長（甲部昭夫議員） 土本議員

○1番（土本 稔議員） 1点目の要するに大事な、そのうち減免の率を変えていくということなので条例に載せないということなんですけれども、やはり町民に負担、料金を取るということはすごく重要なことなので、やはり私は条例に正しく明記して、変えていくなら変えていく中でまた明記するのが本来の筋ではないかと思うんですけれども。

2点目ですけれども、バイオマス施設がおくれるおそれがあるものに対して、おくれた場合どのようなことになるのか、再度伺います。

○議長（甲部昭夫議員） 長元参事兼保健環

境課長

○長元健次参事兼保健環境課長 土本議員の質疑にお答えいたします。

もし施設が稼働して本調子にならないというような場合におきましては、七尾市と協議をさせていただくことになるかと思えます。七尾鹿島広域圏の合併時に、し尿の処理については七尾市と中能登の分を七尾市のクリーンセンターで処理するというようなことになっておりますし、委託費については、その利用割合によって算出し中能登町に求めるということになっておりますので、そのことによって町民の皆さんが特にご不便を感じることはないかと思えます。

以上でございます。

○議長（甲部昭夫議員） 北野上下水道課長
〔北野 均上下水道課長登壇〕

○北野 均上下水道課長 土本議員の2点目の質問、平成29年4月1日に施設は完成するかというご質問かと思うんですが、現段階ではその予定で進んでおりますので、よろしくお願いたします。

○議長（甲部昭夫議員） 土本議員

○1番（土本 稔議員） ちょっと私言うところの意味、おくれた場合はどうするかということの簡単なことやったんですけども、工事がおくれている場合はそれを適用せず、私の解釈ですけども、議案書13ページのこの条例が適用されるという解釈でよろしいのですかね。

○議長（甲部昭夫議員） 長元参事兼保健環境課長

○長元健次参事兼保健環境課長 議員おっしゃるとおりでございます。

以上でございます。

○1番（土本 稔議員） 以上です。

○議長（甲部昭夫議員） ほかありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようでありま

す。

次に、議案第80号 中能登町体育施設条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は43ページから48ページとなります。

百海生涯学習課長

〔百海和夫生涯学習課長登壇〕

○百海和夫生涯学習課長 議案書は43ページです。

議案第80号 中能登町体育施設条例の一部を改正する条例についてであります。

45ページをお開きください。

条例等提出案件資料につきましては35ページをお願いします。条例等提出案件資料の35ページのほうで説明をしたいと思います。

この体育施設条例の一部改正の改正理由であります。まず最初に、施設利用者にわかりやすい表記をするものでございます。それとあわせて有料施設の利用区分の細分化及び施設利用料の見直しを行うものでございます。

主なポイントとしましては、施設使用料が発生しない施設については、備考欄に「町民の使用料は、免除とする。」という表記をつけ加えるものでございます。それで有料施設と無料施設の明確化を図りました。

それともう一つ、鹿島体育センターのトレーニングルーム使用料につきましては個人利用のみとし、施設内、競技場等と区分をいたしました。

また、利用者の利便性を図るため、12カ月及び6カ月の定期券を発行するものでございます。

別表（第7条関係）ということで、1番にテニスコートとりやの使用料が出ております。改正案のほうで、備考欄のほうに「町民の使用料は、免除とする。」という項目をつけさせていただきました。

2番目、鳥屋武道館も同じでございます。

3番の鹿島体育センター使用料につきましては、屋内施設競技場等と、その次のページ、36ページに、2番、トレーニングルーム使用料という欄をつけ加えて区分をいたしました。35ページの一番下のほうの相撲場会議室研修室等につきましては、そこからトレーニングルームを抜き出したものでございますので、相撲場会議室研修室につきましては、個人利用はないものとして個人利用の料金を削除したものでございます。36ページのほうの上段も同じでございます。

そして36ページの中ほどにトレーニング使用料をつけ加えさせていただいて、区分をいたしまして、1回（1人）、それと定期券（12箇月）、そして定期券（6箇月）というものを記入させていただきました。それで町内の使用料、それと町外の使用料というものにいたしました。1回当たりは町内が300円、町外が500円。そして定期券は、12カ月のものは町内の使用料は7,000円、町外の使用料は1万2,000円。そして定期券の6カ月のものもつくらせていただき、町内は3,500円、町外の使用料は6,000円とするものでございます。

なお、この定期券につきましては、さきにパークゴルフ場の利用料がございますので、それに準ずる形で年額を決めさせていただきました。

その次、4番目のすばく鹿島使用料からまた同じでございます、「町民の使用料は、免除とする。」という項目を入れさせていただきました。以下、6番目のテニスコートかしま、7番目、37ページの鹿島北部体育センター、それと8番目、久江体育センター、9番目、金丸体育館、10番目、鹿西武道館、11番目、スポーツセンターろくせいということで、以下同じような項目で「町民の使用料は、免除とする。」という項目を記入させていただきました。

説明は以上でございます。

この条例の改正につきましては平成28年1月1日から施行するというので実施させていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくをお願いします。

以上で説明を終わります。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。議案第80号について質疑の方はございませんか。

中川議員

〔3番（中川秀平議員）登壇〕

○3番（中川秀平議員） それでは、1点なんですけれども、質問させていただきます。

料金がきちんと出て見やすくなったというのはわかります。ただ、町外500円、町内200円という書き方がずっと出てくるんですけれども、ただし、それぞれについて「町民の使用料は、免除とする。」というのが載っています。

免除という言葉がちょっとひっかかるんですけれども、無料というふうにもともと料金表に載っていたほうが、体育施設に入って料金表をぱっと見たときに町内無料となっていればわかりやすいと思うんですが、それぞれについて200円、200円、200円と書いていながら、きっとその後で町民は免除するという、いかにもお役所目線での言い方のように感じるんですが、免除という言葉と、もともと料金表に無料と書くのとの違いは、町としてはどう思われているのかお聞きします。

○議長（甲部昭夫議員） 百海生涯学習課長

○百海和夫生涯学習課長 今ほどの中川議員の質疑でございますが、免除と無料というような書き方、文言の違いでございますが、もともと町の条例がありまして、その下に規則というものがございます。

規則のほうでは、使用料の減免規定という形で、減額あるいは免除の規定というような表記をさせていただいております。それで減額あるいは免除ということで、免除であれば無料という解釈になるかと思っております。

そういう意味で、無料という言葉で条例上表記させていただきました。

よろしくをお願いします。

○議長（甲部昭夫議員） 中川議員

○3番（中川秀平議員） 最後に、条例上、無料という言葉で表記させていただきましたという言葉が言われたような気がしますが、免除でよろしいのでしょうかというのが一つ。

それだけです。

○議長（甲部昭夫議員） 百海生涯学習課長

○百海和夫生涯学習課長 済みません。私の言い間違いかと思えます。免除ということで表記させていただきました。

○議長（甲部昭夫議員） 中川議員

○3番（中川秀平議員） 最後なんですけれども、多分この料金表は各施設に入ったときに大きな看板で出てくるものだと思います。多分普通の方は、料金表を見たら200円というのがすぐ目につくと思うんですけれども、条例としての書き方はこれで結構なんです。料金表を見たときにぱっとわかるように、町民は無料というふうな表記になるほうが見やすいと思いますので、ご配慮をお願いします。質問を終わります。

○議長（甲部昭夫議員） ほかにありませんか。

林議員

〔2番（林 真弥議員）登壇〕

○2番（林 真弥議員） 1点だけ指摘をさせていただきますんですけれども。

議案書47ページです。

スポーツセンターろくせいの使用のところなんです。アリーナ使用料の3つの枠のうち、一番右側が午後1時からとなっているんですけれども、これ午後5時じゃないでしょうか。

○議長（甲部昭夫議員） 百海生涯学習課長

○百海和夫生涯学習課長 林議員のご指摘でございます。

47ページのスポーツセンターろくせい使用

料のアリーナ使用料について、一番右端の（夜間）と表記してありますが、午後1時から午後9時半までとなっておりますが、午後5時から午後9時30分までの間違いでございます。

大変申しわけございませんでした。

○2番（林 真弥議員） それで結構です。

○議長（甲部昭夫議員） 古玉議員

〔11番（古玉栄治議員）登壇〕

○11番（古玉栄治議員） 今ほど利用料、わかりやすくするために町民という言葉を入れられましたよね。トレーニングルームのところで町内、町外という表示の仕方、これには何か意味があるのでしょうか。

○議長（甲部昭夫議員） 百海生涯学習課長

○百海和夫生涯学習課長 今ほどの古玉議員からの質疑でございますが、町内に在住している方と町外の方という意味で、住民票がなくても町内に住んでいる方であれば町内の者という形で、あとは町外の方。住んでいる地域が町。住民登録の有無にかかわらずという形で、町内、町外という表記をさせていただきました。

○議長（甲部昭夫議員） 古玉議員

○11番（古玉栄治議員） 町民というのは、町内に住んでおいで税金を払っている方が町民かなと思うんですよね。町内に住んでいるけれども税金を払っていない方というのが町内の中に入るのかなと思うんですよね。税金払わないけれども町に住んでいる方は安くて、町民はという、その区切りが変だ思うんです。

だったら単純に、町民は幾ら、町民以外は幾らというふうな分け方のほうが誰も不満がないのではないかなと。いかがでしょうか。

○議長（甲部昭夫議員） 百海生涯学習課長

○百海和夫生涯学習課長 今のご質疑でございますが、ちょっとわかりにくいという形でございますので、今後、改めて表記について検討いたしたいと思えます。よろしくお願

します。

○11番（古玉栄治議員） 終わります。

○議長（甲部昭夫議員） ほかにありませんか。

諏訪議員

〔7番（諏訪良一議員）登壇〕

○7番（諏訪良一議員） 各施設ともに営利を目的とする場合には利用料を5倍徴収するという文言がありますが、営利を目的というような、こんな文言は記載する必要があるのですか。あるとすればどんな理由ですか。伺います。

○議長（甲部昭夫議員） 百海生涯学習課長

○百海和夫生涯学習課長 諏訪議員の質疑でございますが、営利目的で使用する場合というようなことで、営利目的で利用される場合、例えば何かの販売を目的にその施設を借りる場合とか、今までは余りありませんがそういうことも想定されます。そういったことを想定しまして、営利目的の使用という形で記載してございます。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 諏訪議員

○7番（諏訪良一議員） 営利目的は理解できるんですけども、問題は5倍を徴収するというような、こんな文言まで必要なのかわるか。

それから、全くこれを営利目的の場合には対象としませんか、貸すことができませんとかいうて、はっきり記載することはできんがですか。

○議長（甲部昭夫議員） 百海生涯学習課長

○百海和夫生涯学習課長 今ほどの諏訪議員の質疑でございますが、使用料の5倍という金額は前々から、以前から適用されていたので、5倍の経緯はちょっと私もはっきりはわからないですが、営利目的で使用はできませんというような記載というようなお話でございますが、今後こういった形でその利用がされるかも検討しながら、またこの表記につい

て検討したいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（甲部昭夫議員） 諏訪議員

○7番（諏訪良一議員） 5倍徴収するまでも記載しなくても、もう少し何か上手な記載の方法があると思うんです。やはり文言をもう一度、これが最も適正な文章であるのかということを検討する必要があるんじゃないかと、こんなように思います。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） ほかにありませんか。

宮下議員

〔8番（宮下為幸議員）登壇〕

○8番（宮下為幸議員） 46ページですが、鹿島体育センターのトレーニングルームの使用料、ここで定期券、12カ月と6カ月で7,000円と3,500円となっておりますが、言うてみれば一つの会員制みたいな形になると思うんですが、例えばトレーニングするときに、体育センターの中の誰かがトレーナーとしてきちっと教えるんですか。例えば定期券買って1年間来ますと。その人がやりますと勝手に器具使って。ちゃんと教える人がおいでということですか。

○議長（甲部昭夫議員） 百海生涯学習課長

○百海和夫生涯学習課長 今ほどの宮下議員の質疑でございますが、トレーニングルームにつきましては、今現在も中に指導員というような者はいません。これから先についても指導員という者がいませんが、ただ、たまに、月に何回利用しているのかちょっと忘れたんですが、準指導員的な立場で、ボランティアのような形で指導してくれる利用者もおいでますので、またそういった方のご意見と伺いますか、指導もしていただければいいかなと思います。

そういうことで、定期券購入とかの利用料は徴収させていただきますが、特定の指導員は設置しておりません。

○議長（甲部昭夫議員） 宮下議員

○8番（宮下為幸議員） 何でこんなことを言うかというたら、例えばトレーナー的な人がおって、職員でもいいですよ。要するに体育センターの中の職員がある程度資格取って、万が一、器具使っておって、緊急に対応するときありますわね。例えば町外の人が来られて、例えば町外の人に万が一あったときに、例えばここに連絡すると、家族に連絡するというような、そういうことも考えておいでるんやろうね。

だから、やっぱり器具使うからには、かなり危ない面もあると思う。なれない人は。なれておる人は日常茶飯事にやっとうまいでしょうけれども、初めて来る人に例えば巡回的に見守るとかそういうふうにはせんと、せっかく会員みたいな感じで1万2,000円とか7,000円とか取るんですから、やはり職員が巡回して見るとか、職員の方が誰かトレーナー的な資格を取るとか。そういうのが必要やと思うんですが、その辺どうですかね。

○議長（甲部昭夫議員） 百海生涯学習課長

○百海和夫生涯学習課長 宮下議員の質疑にお答えします。

確かにそういった形でトレーナー的な方がいればいいということで、職員についてもこれから勉強なりしていきたいと思えます。

それとあわせまして、トレーニングルームを使った講習会、教室的なものも今後開催して、トレーニングルームの利用者の増を図っていった危険のないような措置をしていきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

○8番（宮下為幸議員） 終わります。

○議長（甲部昭夫議員） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようですので、ここで、昼食のため1時30分まで休憩いたします。

午後0時08分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（甲部昭夫議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第81号 中能登町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は49ページから51ページとなります。

堀内参事兼総務課長

○堀内浩一参事兼総務課長 それでは、議案第81号 中能登町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

議案書の51ページをお願いいたします。

なお、資料につきましては39ページに新旧対照表を掲載しております。

本条例の一部改正は、災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い、災害弔慰金の支給対象者を生計を一にしていなくても同居している兄弟姉妹を新たに対象とすることになるものでございます。

これは、東日本大震災の被害の甚大さを経験して支給対象範囲が拡大されたものとなっております。

なお、この条例は公布の日から施行するものといたします。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。議案第81号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

次に、議案第82号 町道路線の変更について説明を求めます。

議案書は53ページから56ページとなります。

高橋参事兼土木建設課長

〔高橋孝雄参事兼土木建設課長登壇〕

○高橋孝雄参事兼土木建設課長 議案第82号 町道路線の変更について説明をいたします。

道路法第10条第2項の規定により、下記の路線を変更するため、同条第3項において準用する第8条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

この町道路線の変更につきましては、西馬場地内及び東馬場地内において工事を実施しています町道R-4号線道路改良工事に伴いまして路線の変更をお願いするものであります。

初めに、ナンバー1のR-4号線につきましては終点の変更をお願いするものであり、変更の内容につきましては、変更前の終点、西馬場マ部2番地を東馬場お部45番地2に変更し、また延長につきましては1,381.1メートルを1,510.3メートルに変更したいものであります。

次に、ナンバー2のR-294号線につきましては、R-4号線の路線変更に伴い、既存のR-4号線の一部をR-294号線として路線番号を変更したいものであります。なお、起点につきましては西馬場井部33番地1、終点につきましては西馬場マ部2番地であり、延長につきましては760.7メートルであります。

また、55、56ページに当該路線の付近見取り図を掲載しております。確認くださるようお願いをいたします。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。議案第82号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

次に、議案第83号 字の区域及び小字の名

称の変更について説明を求めます。

議案書は57ページから63ページとなります。

堀内参事兼総務課長

○堀内浩一参事兼総務課長 それでは、議案第83号 字の区域及び小字の名称の変更について説明をいたします。

これは、地方自治法第260条第1項の規定により、別紙のとおり字の区域及び小字の名称を変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

本議案につきましては、東馬場地区の圃場整備事業の完成に伴い、隣接する地域との字の区域の変更並びに小字の名称を変更するものでございます。

なお、変更となる区域につきましては、東馬場のほか、隣接する区域として井田、最勝講、水白、小竹、尾崎、西馬場、能登部上の一部地域が含まれているものでございます。変更後の字及び小字については、議案書の59ページから63ページに載っております変更調書のとおりでございます。

なお、資料については図面を41ページに添付しているところでございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしく願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。議案第83号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

次に、議案第84号 平成27年度中能登町一般会計補正予算について説明を求めます。

まずは歳入全般について説明を求めるとします。

議案書は65ページから75ページとなります。

堀内参事兼総務課長

○堀内浩一参事兼総務課長 それでは、65ペ

ージの議案第84号 平成27年度中能登町一般会計補正予算について説明をさせていただきます。

まず第1条でございますが、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ2億507万7,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ105億7,358万5,000円とするものでございます。

続いて、第2条、債務負担行為の補正でございますが、債務負担行為の追加は第2表債務負担行為補正による。

また、地方債の補正については第3条で、地方債の変更は第3表地方債補正によるというところでございます。

続いて、議案書の69ページをごらんいただきたいと思っております。

第2表債務負担行為の補正でございます。これは、ごみ収集運搬業務委託に係るもので、平成28年度も平成27年度に続き切れ目なくごみ収集運搬委託業務を委託するため、債務負担行為により平成27年度中に委託業者を決定して契約行為を行うため、限度額として4,500万円の債務負担行為の増額補正をお願いするものでございます。

続いて、70ページをお願いいたします。

第3表地方債補正でございます。これは、教育施設石綿対策事業債として新たに1億2,310万円を限度額として補正し、補助災害復旧事業では480万円を増額して限度額を920万円とするものでございます。

教育施設石綿対策事業債は、励志館及び鹿西公民館の解体事業について、アスベスト除去対策を含んでいるため、一般単独事業債を起こすことにより特別交付税に元利償還金の40%分が措置されることが見込まれるため、今回、起債を起こすものでございます。

また、補助災害復旧事業につきましては、林道城石線の地すべり災害復旧について、補助金充当残部分について480万円の起債充当を行うものでございます。

次に、73ページをお願いいたします。

歳入全般について説明を申し上げます。

まず、第13款、第14款の国庫支出金並びに県支出金については、補助対象事業費の増減等に伴い適正額を計上したものでございます。

このうち大きなものとしたしまして、74ページの農林水産業費県補助金の第1節農業費補助金では、機構集積協力金交付事業費補助金として4,352万円の増額補正となっております。

また減額の大きなものとしたしましては、戻っていただいて73ページの農林水産業費県負担金の第1節国土調査費負担金で、地籍調査費負担金が838万5,000円の減額となっております。これは、当初予算で見込んでいた補助金がつかなかったため838万5,000円を減額するものでございます。

次に、74ページの第16款寄附金でございますが、このうち中学校寄附金につきましてはライオンズクラブから中能登中学校のテレビ会議システム整備費に充当するために50万円の寄附があったものを計上させていただいたものでございます。これにより台湾の成功国民中学校とのテレビ会議による交流を進めたいと考えております。

また同じく、寄附金のふるさと応援寄附金につきましては、8月から10月にかけて8名の方から73万円の寄附金があり、計上したものでございます。

次に、第17款繰入金でございますが、このうち財政調整基金繰入金は、起債や国県支出金の増額の計上により一般財源充当分としての財政調整基金繰入金が4,941万3,000円減となっているものでございます。

また、公共用施設維持補修基金繰入金27万6,000円の増につきましては、鳥屋学園プールの修繕費に充てるために基金を取り崩して繰り入れするものでございます。

続いて、75ページ。

第19款の諸収入でございますが、ここでは東馬場圃場整備事業が完了したことにより雑入において換地清算金として5,002万1,000円の増額計上となっているものが大きなものでございます。

また、企画課雑入のいしかわ県民文化振興基金助成金返還金50万円につきましては、石動山の文化活性化事業補助金として、歳出において町補助金と県補助金を含めて事業主体となる石動山を護る会に補助支出をするため、県の基金からの助成金については一旦実施主体となる護る会に入るため、ここで護る会から町のほうへ基金分を返還してもらおう分として50万円を計上しているものでございます。

また、過年度収入につきましては、平成26年度中に精算できなかった分について、合計309万7,000円を計上しております。

最後に第20款町債につきましては、さきの地方債補正のところで説明をさせていただきましたので省略をさせていただきたいと思っております。

歳入につきましては以上のとおりでございます。よろしく願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。ただいま説明を受けたことについて質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

続いて、同じく議案第84号 平成27年度中能登町一般会計補正予算の歳出について説明を求めます。

議案書は76ページから86ページとなります。

堀内参事兼総務課長

○堀内浩一参事兼総務課長 それでは、歳出の76ページをお願いしたいと思います。

まず議会費では、3細目議会運営費で2万5,000円の増額の補正をお願いするものでござ

います。これは今年度、他県からの議会の視察研修受け入れに伴うお茶代等を計上したものでございます。

続いて、4細目議会調査活動費でございますが、これは増減はありませんが、議会の全体視察研修、それから総務建設常任委員会、教育民生常任委員会の各視察研修の実施に伴い、節間の予算の組み替えを行うものでございます。

続いて、5細目の事務局運営費でございます。これも増減はありませんが、意見書や議会広報「とびら」の郵送料の不足に伴う節間の予算組み替えをお願いするものでございます。

次に、第2款総務費でございますが、まず第1目一般管理費の給与費でございますが、給与費全般にわたりまして、勤勉手当の支給のため不足する総務費、それから衛生費、農林水産業費、教育費、また特別会計等で必要とする分を増額補正を行わせていただいております。また、このほかに扶養手当、児童手当、通勤手当等で不足分についても増額補正を行わせていただいておりますので、どうかよろしく願いいたします。

次に、2細目の一般管理事業でございます。200万円の増額の補正をお願いするものでございます。内容は、不足する臨時職員の賃金1名分として27万円、それから交際費では、今年度、町祭で台湾の基隆市長の来庁、また北陸新幹線等の開業に伴い、他県からの町村会や区長会などの視察研修の受け入れが多くなったことにより100万円の増額を交際費でお願いするものでございます。

積立金のふるさと応援寄附金については、さきの歳入の説明のとおりでございます。

続いて、77ページに移りますが、5細目の情報管理事業でございます。367万2,000円の増額の補正をお願いするものでございます。内容はシステム開発委託料でございます。内訳といたしまして、介護保険制度の改正に伴

うシステム改修費として345万6,000円。また、選挙権年齢が満18歳以上に変更となることに伴う選挙人名簿のシステム改修費として21万6,000円を計上しているものでございます。合わせて367万2,000円ということでございます。

なお、特定財源は、国県支出金10万8,000円は選挙システムの分、それからその他の諸収入345万6,000円は他会計からのものとなっております。介護特会からの収入となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 町田情報推進課長
〔町田穂高情報推進課長登壇〕

○町田穂高情報推進課長 それでは、議案書77ページ。

続きまして、2目1細目の広報広聴事業でございます。総額で375万8,000円の増額をお願いするものでございます。

主なものといたしましては、まず15節の工事請負費で210万6,000円の増額をお願いするものです。これは、北電やN T Tの電柱立てかえや道路工事などに伴いまして支障となる地域イントラネットの伝送路等に移設するために必要な経費でございます。平成27年度の当初10件を見込んでおりましたが、11月末現在で9件の工事が行われ、今後も10件ほどの工事が見込みまれることから210万6,000円の増額をお願いするものでございます。

また、28節の繰出金は、ケーブルテレビ事業特別会計への繰出金で、新規加入世帯や集合住宅への光ケーブル引き込み工事に係るものが主なものでございます。165万2,000円の増額をお願いするものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 堀内参事兼総務課長

○堀内浩一参事兼総務課長 続きまして、第4目の財産管理費、4細目財産管理事業につ

いて説明をさせていただきます。1,200万円の増額の補正をお願いするものでございます。これは、さきの全協でも説明させていただきました現在町有地にある残土3,000立米を処分する費用ですが、実施に当たりましては町内での有効活用を前提にして弾力的に実施したいと考えておりますので、どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 古川税務課長

○古川利宣税務課長 それでは、77ページの中段をお願いいたします。

2目賦課徴収費、1細目課税徴収事務事業の委託料で205万2,000円の増額補正をお願いするものです。これは、今年度より土地評価データ構築業務を行っておりますが、当初は平成27年1月1日時点での地図及び台帳データで構築を想定しておりましたが、国土調査4地区と換地登記があり、大幅に地図の更新が進み構築件数がふえたため、追加するものであります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 高名企画課長
〔高名雅弘企画課長登壇〕

○高名雅弘企画課長 それでは、77ページの下段ですが、委託統計調査費の経済センサス活動調査費につきまして、県支出金の額の確定によりまして消耗品を2万7,000円増額補正をするものです。

よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 堀内参事兼総務課長

○堀内浩一参事兼総務課長 続きまして、議案書の78ページをお願いいたします。

総務費、第6項監査委員費の第1目監査委員費、1細目監査事務運営費でございます。増減はありませんが、これは東京での監査委員研修において公用車の駐車料金で不足が生じたため節間の予算の組み替えをお願いするものでございます。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 平岡住民福祉課長

○平岡重信住民福祉課長 同じく78ページになります。

3款民生費、第1項社会福祉費、社会福祉総務費、2細目社会福祉事業でございます。21万1,000円の増額をお願いするものでございます。

内訳としまして、補助金、中能登町社会福祉協議会21万1,000円でございます。内容につきましては、社会福祉協議会の職員の給与システムのソフトウェアはマイナンバー制度に対応するものに入れかえの必要があるため、ソフトウェアの入れかえ費用と必要な機器の導入に係る費用について補助金の増額をお願いするものでございます。

その下になりますけれども、3細目臨時福祉給付金給付事業13万5,000円の増額をお願いするものです。国県等返還金で13万5,000円でございます。これにつきましては、平成26年度の当事業の実績が確定したことにより返還が生じたものでございます。

それから次、2目障害者福祉費、3細目自立支援事業でございます。1,707万6,000円の増額をお願いするものです。

内訳としましては、13節委託料、地域生活支援事業に164万5,000円をお願いするものでございます。これにつきましては、この事業の中の日中一時支援事業の利用者が増加したことによるものと、放課後デイサービスの利用上限日数を超える方がおいでるために増額となったものでございます。

それから、20節扶助費の中で介護給付費1,031万7,000円の増額をお願いするものでございます。これにつきましては、生活介護費で利用者2人増になったことにより給付費の増加が見込まれるために増額をお願いするものです。

それから訓練等給付費で324万6,000円の増額につきましては、グループホーム利用者が1人ふえたことによります給付費の増加見込

みを計上させていただいたものでございます。

それから一番下になりますけれども、障害児施設給付費ということで315万円の増額となります。これにつきましては、放課後デイサービスの利用者の増と利用日数の増が見込まれるために増額をお願いするものです。

そのページ一番下になりますけれども、5細目認定調査等費につきましては2万2,000円をお願いするものです。内訳としましては手数料、医師意見書作成ということで、当初26件見込んでいたものが31件の増ということで、5件増になることによりお願いするものです。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 道善長寿介護課長

○道善まり子長寿介護課長 それでは、議案書79ページをお願いいたします。

上段のほうになります。

3款民生費、3目老人福祉費、2細目老人福祉事務事業でございますが、これは介護保険特別会計への繰出金179万円の増額をお願いするものでございます。内訳としましては、介護報酬の改正に伴うシステム改修費の町負担分であります。

説明は以上でございます。

○議長（甲部昭夫議員） 平岡住民福祉課長

○平岡重信住民福祉課長 同じく79ページになります。

3款民生費、第2項児童福祉費、2目保育園運営費、2細目保育園運営費で1,241万3,000円の増額をお願いするものでございます。

内容といたしましては、11節の施設修繕料に200万円をお願いするものです。これにつきましては、たんぼ保育園の温風暖房機、ウッドデッキ、さくら保育園のボイラー等の修繕に要するもので、また今後見込まれる修繕費等も見込んでお願いするものでございます。

それから、19節補助金、とりやのの保育園に係る補助金でございます。保育園運営費負担金ということで1,380万円をお願いするものです。これは、子ども・子育て新制度により延長保育事業の基本額が運営費に組み込まれたことや標準時間が11時間になったことにより基本単価が増加されたことによる増額でございます。

それから、延長保育事業394万3,000円の減額につきましては、上段の運営費の中に組み込まれたために減額をするものでございます。

1つ飛ばして、健やかふれあい保育事業、県補助分で68万7,000円を減額するものです。これは県の補助対象となる軽度の障害児の受け入れがなかったことで、これを減額するものでございます。

それからその下になりますけれども、健やかふれあい保育事業（町単）で79万円の増額をお願いするものです。これにつきましては、中度の障害児、特別児童扶養手当受給者、11月までは1名でしたけれども11月より2名に増加し、1名分の増額をお願いするものです。

説明は以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 長元参事兼保健環境課長

○長元健次参事兼保健環境課長 それでは、79ページ一番下段になります。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、2目予防費、1細目の感染症予防事業で、13節委託料で定期予防接種221万4,000円の増額をお願いするものでございます。これにつきましては、インフルエンザの予防接種の単価が3,710円から4,250円に改定されたものでございまして、65歳以上を対象とする予防接種分として4,100人分掛ける値上げ金額の540円相当分を増額するものでございます。

このインフルエンザワクチンにつきましては、ウイルスのタイプですけれども、A型2

種類、B型1種類の3種類ということでしたが、今回はA型2種類、B型2種類、4種類のタイプに対応するというので予防効果上がるものでございます。

次に、80ページをお願いいたします。

3目の環境衛生費でございます。1細目環境衛生事業、19節で補助金でクリーンエネルギー等推進事業におきまして90万円の増額をお願いするものでございます。これは太陽光発電システム導入促進事業の補助金として、今後の不足額として1件18万円掛ける5件分の増額をお願いするものでございます。

次に、4目の母子保健費、1細目の母子保健事業でございますけれども、23節で国県等返還金ということで、平成26年度未熟児養育医療事業補助金の返還金として10万円の増額をお願いするものでございます。これは過年度事業の補助金の額の確定により増額をお願いするものでございます。

次に、2目の老人保健医療費、1細目の後期高齢者医療事業で28節の繰出金、後期高齢者医療特別会計で96万2,000円の増額をお願いするものでございます。これは保険料の軽減相当額に充てる保険基盤安定負担金の決定による繰り出しで、財源につきましては県が事業費の4分の3の72万1,000円、残り4分の1の24万1,000円を町が負担し繰り出すものでございます。

次に、その下になります。4款2項清掃費でございます。1目の清掃総務費でございます。1細目清掃事業費で581万円の減額をお願いするものでございます。

内訳ですけれども、13節の委託料でございます。ごみ収集運搬で285万円の減額、指定ごみ袋製造等で215万9,000円の減額ということで、いずれも契約額の確定による減額でございます。その下でございます。七尾市のごみ処理費として65万3,000円の減額ということでございます。

内訳でございますが、ななかりサイクルセ

ンターの人件費の実績見込みで78万6,000円の減額、また中央埋立場のコンパクターの整備事業の精算により36万1,000円を減額するもの。また新たにですけれども、ごみ処理施設更新整備調査費ということで49万4,000円を増額するものでございまして、合わせて65万3,000円を減額するものでございます。

4款については以上でございます。

○議長（甲部昭夫議員） 加賀農林課長

〔加賀忠夫農林課長登壇〕

○加賀忠夫農林課長 同じく80ページをお願いします。

下段の第6款農林水産業費、第1項1目1細目の農業委員会費で、13節の委託料の農地基本台帳システム保守の確定に伴いまして20万6,000円を減額し、12節の通信運搬費に農地パトロールの結果を踏まえまして今年度を実施します遊休農地の利用意向調査約900筆分の郵券代として同額の20万6,000円を増額するもので、節間での組み替えによる補正でございます。

次に、81ページの2目1細目の地域農政推進対策事業費で、補助金に4,432万円の増額補正で全額国庫補助金となります。

内訳ですが、19節の補助金で機構集積協力金交付事業に4,352万円の増額です。これは地域集積協力金としまして2,792万円、それから経営転換協力金に1,000万円、耕作者集積協力金に560万円、3つの協力金をそれぞれ地区や組織、農家へ交付するものであります。また、農業経営法人化等支援事業の80万円は、農業法人化支援としまして1組合に40万円、農業組織化支援としまして2地区にそれぞれ20万円の補助を予定しております。

次に、2細目の農業総務費で82万1,000円の減額であります。28節で農業集落排水施設に係ります下水道事業特別会計への繰出金としまして、事業費の実績によるものであります。

次に、3細目の農業施設管理費で、11節の

消耗品費5万7,000円の増額補正です。内訳は、農村環境改善センター「パルみおや」の多目的ホール天井照明器によります水銀灯の費用であります。

次に、4目1細目の農業振興費では45万円の増額補正で、全て一般財源であります。

内訳ですが、8節報償金で、当初に町農産物等特産品化支援委員会謝礼を24万円予算化をしておりましたが、道の駅活性化委員会でJA能登わかばと共同で10月に立ち上げております織姫ファイトプロジェクトで特産品化の取り組みを行うことがより効果的と判断しまして、カラー野菜等専門講師を招きましての推進を図るために、特産品化支援委員会謝礼24万円を全額減額しまして組み替えをしまして、道の駅活性化委員会等講師謝礼に8万円と、その特別旅費としまして1万円を増額するものであります。

また、19節補助金では魅力ある園芸品目育成事業に60万円の増額補正をするもので、これは、道の駅の農産物直売所へ出荷することを条件としまして、耐雪型園芸施設として、これまで100平米以上のパイプハウスの購入費を町とJA能登わかばさんと合わせて2分の1を補助する制度でありましたが、さらに道の駅への出荷増量と冬季間での取り組み農家への所得増額を目指しまして、35平米以上の耐雪仕様によるパイプハウス購入も対象とするよう一部補助要項を改正し、条件緩和をしたものであります。現在、JA能登わかばでは希望者を募ったところ既に9件の申し込みがありまして、この制度の購入後の実績で補助することになりますので、今後さらに希望者が増加すれば補正予算で対応したいと考えております。

次に、2細目の日本型直接支払制度事業では12万8,000円の減額補正です。

内訳ですが、7節の臨時雇賃金の52万6,000円と9節の普通旅費の10万6,000円を減額しまして、13節委託料で多面的機能支援事

務業務で50万4,000円を増額補正するものです。これは多面的機能支援事務を昨年度までは町独自で臨時雇用により業務を行っていましたが、今年度から効率を高めるために、直接業務を実施しております石川県土地改良事業団体連合会へ全面的に業務を委託することになったもので、予算の組み替えによる減額補正になります。

次に、82ページをお願いします。

上段で7目農地費、3細目の県営土地改良事業費では5,002万2,000円を増額補正で、県営圃場整備事業東馬場地区の事業完了での換地処分に伴いまして、換地清算金といたしまして石川県並びに地区へそれぞれ半額の2,501万665円を支出するもので、同日、清算としまして歳入にも同額の収入扱いとなっております。

次に、8目の国土調査費、1細目の地籍調査事業費では913万4,000円の減額補正です。これは、国の地籍調査事業費の予算減額確定によりまして当初見込んでいました事業費が減額となりましたので、それに伴う歳出の減額措置をそれぞれ行ったものであります。

次に、第2項林業費、1目1細目の林業総務費ですが1万4,000円を増額補正をお願いします。内訳としまして、19節負担金で、石川県山林協会の負担金が町の林業事業費による負担金の配分計算の確定に伴いまして増額となったものであります。

次に、2目1細目の林業振興費で、13節委託料に桜並木等保全管理業務450万円を新たに増額補正するものです。これは、町内公有地にあります桜並木で、住居地に近く地域の方々が親しんで散策されています並木を整備するもので、合併前から旧町でそれぞれ整備造成されました桜等の街路樹が20年程度経過しております。今は大きくは育っておりますが、枝も生え放題で病気等で枯れた樹木も発生しており、今回、春先前に町木である桜を整備したいと考えております。

整備箇所としましては、徳前地区から金丸地区にわたる長曾川堤防付近の桜並木、それと鹿西地区のカルチャーセンター飛翔付近の排水路沿いの桜並木、また鳥屋地区の良川地内の排水路沿いの並木で、桜約400本とほかの樹木等の枝打ち、剪定作業をしまして、町木の桜を適正に管理、保全を行うことで景観を生かした美しいまちづくりを図りたい目的で補正予算の計上をしたものであります。

農林水産業費は以上であります。

○議長（甲部昭夫議員） 高名企画課長

○高名雅弘企画課長 次に、82ページの下段であります。7款商工費の2目観光費で553万4,000円を増額するものです。内訳といたしましては、工事請負費におきまして、眉丈が丘休憩所のあずまやが長年の風雪によりまして木造部分において腐食などが見られますので柱の取りかえやベンチの加工などの修繕を行うとともに、現在使用されていない眉丈が丘の浄化槽などの撤去工事を行うものであります。

次に、補助金といたしまして、いしかわ県民文化振興基金を活用して石動山を中心とした文化活性化事業を行いたいものです。なお、この事業は3カ年を継続して行う事業で、本年度は初年度に当たりますが、石動山の講座の開催や、石動山の建物を古絵図をもとにした立体化した鳥瞰図を作成したいものであります。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 高橋参事兼土木建設課長

○高橋孝雄参事兼土木建設課長 同じく83ページになります。

8款土木費、1目土木総務費では46万9,000円の減額をお願いします。下水道事業特別会計の減額補正に伴いまして、28節の繰出金46万9,000円の減額をお願いします。

次に、4目除雪費では1,320万円の増額を

お願いいたします。近年、タイヤショベル等除雪に対応できます建設機械の夏場の利用が大変少ないことから、県では、これまでの年間稼働日数である365日を150日に変更し固定費の改正を行うことといたしました。このことから、当町におきましても除雪体制の安定的、継続的な確保を図る観点から県に準じまして固定費の見直しを行いたく、13節委託料1,320万円の増額をお願いするものであります。

次に、1目の町営住宅管理費では130万円の増額をお願いいたします。長年にわたり居住されておられた方の退去に伴います修繕料、また経年劣化に伴います設備の修繕料が増加しておりますことから今後の施設修繕料の不足が見込まれ、130万円の増額をお願いするものであります。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（甲部昭夫議員） 堀内参事兼総務課長

○堀内浩一参事兼総務課長 続きまして、同じく83ページ。

第9款消防費、1目1細目消防総務費でございます。126万3,000円の増額の補正をお願いするものでございます。

まず委託料でございますが、消防職員の訓練等によりまして時間外勤務手当に不足が生じるため、七尾市への委託料として消防本部運営費として11万8,000円、中能登消防署運営費で38万5,000円の増額をお願いするものでございます。

また、19節の交付金でございますが、地区自主防災訓練活動費76万円ですが、町内各地での防災意識の向上が見られ自主防災訓練が活発に実施されました。これまでに23件実施され、今後も1件実施される予定でございますが、そのような数ということで不足を生じ、76万円の増額の補正をお願いするものでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（甲部昭夫議員） 植田教育文化課長
〔植田一成教育文化課長登壇〕

○植田一成教育文化課長 84ページをお願いいたします。

10款1項2目2細目の学校教育事務局費でございます。金額の増減はございません。財源につきましては、先ほど歳入のほうにも説明がありましたけれども、中能登ライオンズクラブ様より50万円の寄附がございましたので、寄附に50万円を充当いたしまして一般財源を50万円減額しております。

なお、あすでございますけれども、中能登中学校におきましてテレビ交流システムの開始式が行われ、交流が開始される予定でございます。

それから、右のほうの8-3でございますけれども、報償品ということで児童生徒の作品教育長費6,000円、それから紀宝町のほうへ教育委員が出向きまして学校訪問しましたときの土産代等が3万1,000円の増額でございます。この分として、8-1のほうで報償品のほうで3万7,000円の減額をしております。

続きまして、4細目の旧学校施設管理費でございます。これも金額の増減はございません。

11-7ということで施設修繕料で旧の鳥屋中学校の煙の探知機、それから誘導灯の修繕が6万2,000円でございます。それから、18節のほうでは備品購入費ということで、旧の鳥屋中学校、旧の鹿西中学校の消火器の備品の購入でございます。これが33万5,000円の増額ということで、委託料のほうで39万7,000円の減額をしております。

それから続きまして、2項1目2細目の小学校管理費でございます。これにつきましても金額の増減はございません。財源につきましても先ほど歳入のほうで説明がありましたけれども、鳥屋学園プールの漏水の修繕工事ということで、これを74ページの公共用施設

維持補修基金繰入金を充てております。

それから、8-3のほうで報償品でございますけれども、各学校のほうから団体とかグループのほうで品物をおあげするというところで報償品3万6,000円の増額でございます。

それから12-3では、消防の点検がございまして、そのときに耐火試験のホースの手数料として6万5,000円の増額でございます。

あと8-1、15につきましては、それぞれ減額をしております。

続きまして、85ページをお願いいたします。

3項中学校費の1目1細目中学校管理費で8万3,000円の増額をお願いするものでございます。これにつきましては、中能登中学校の昇降機、エレベーターの保守点検、校舎棟とアリーナ棟の保守点検で8万3,000円の増額をお願いするものでございます。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（甲部昭夫議員） 百海生涯学習課長
○百海和夫生涯学習課長 同じく85ページになります。

4項社会教育費、3目図書館費の1細目図書館活動推進事業でございます。147万1,000円の増額をお願いするものでございます。これにつきましては、臨時雇賃金ということで147万1,000円の増額です。パート職員等賃金の単価改定による不足分の計上でございます。

次に、4目の社会教育施設管理運営費でございます。4細目カルチャーセンター等費で3,797万6,000円の増額をお願いするものでございます。

これにつきましては、15節の工事請負費でございます。3,797万6,000円の増額でございます。これは鹿西公民館の解体工事におけるアスベスト処理などに係る工事費用の増額分の計上でございます。財源の内訳といたしましては、地方債で5,680万円の増、そして一般財源では1,882万4,000円の減額となってお

ります。

次に、一番下段でございます。第5項保健体育費、1目保健体育総務費、2細目体育施設維持管理事業でございます。これは補正はございませんが、財源内訳の補正でございます。地方債で6,630万円の増額、そして一般財源で6,630万円の減額となっております。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（甲部昭夫議員） 加賀農林課長
○加賀忠夫農林課長 86ページをお願いいたします。

第11款の災害復旧費、第1項2目1細目の林道災害復旧事業費で、額の増減はありませんが財源内訳の組み替えによるものであります。林道城石線等の災害復旧事業費の実績等によりまして、県支出金を993万円、地方債を480万円増額し、一般財源を1,473万円減額措置するものであります。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。

ここで、2時40分まで休憩いたします。

午後2時30分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（甲部昭夫議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

歳出についてのただいまの説明を受けたことについて質疑の方はございませんか。

若狭議員

〔12番（若狭明彦議員）登壇〕

○12番（若狭明彦議員） ただいま説明があったわけでございますが、85ページのカルチャーセンター等のことで鹿西公民館のアスベストの工事の件なんです、3,797万6,000円の補正なんです、当初は二千九百何ぼというふうな業者見積もりがあったということなんです、それによってまた六千何ぼになったんですが、この減った原因、説明願います。

それと、中身についてどうなのかなということ。くいが減ったというふうな、くいが幾ら減ったのかと。ただトータルだけの説明では理解できないんじゃないかなと思いますので、その明細をお願いします。

○議長（甲部昭夫議員） 百海生涯学習課長
○百海和夫生涯学習課長 若狭議員の質疑にお答えします。

くい抜きに係る経費、直接工事費であります561万2,000円の減額、それとその他に必要経費等々を合わせて約670万円余り減額をさせていただきました。

それと、くいの本数等については、今手元に資料がございませんので後ほど返答させていただきます。

○議長（甲部昭夫議員） 若狭議員

○12番（若狭明彦議員） それと、この間もちらっと課長の説明もあったわけですが、足場なんかもせないかんという設計事務所の打ち合わせというふうな設計屋さんの話もあったと思うんですが、そういう設計同士の打ち合わせでここまで見ましようねとかそういうことよりも、実際現地を見て、どういう壊し方すればこうなりますよと、こういう壊し方すれば安く上がりますよとかいうことがあると思うんですよね。新しいものをつくるときには必ず足場しなくては外壁張れないとか、これは当然のことなんですが、その点も含めて数字的にまた説明をお願いします。

○議長（甲部昭夫議員） 百海生涯学習課長
○百海和夫生涯学習課長 若狭議員の再質疑にお答えします。

設計業者の解体の実施設計の業務につきましては、一応足場等につきましては全部しなければならぬというようなお話であって、その状況にも応じるというふうなお話。それと場所等によっても風よけのものとか音を遮るものとか、そういうふうなお話があったかと思うんですけれども、それで平均的なもの

を設計に入れているというお話であったかと思えます。

それと、先ほどのくいの本数でございますが、全部で62カ所、延べ958メートル。くいの大きさは30センチのものが大部分であり、45センチのものも2本ございました。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 若狭議員

○12番（若狭明彦議員） 後からまた資料ということでございますのでそれでいいんですが、町長も建築士の資格を持っていてプロやということになっておりますので、その点も精査して、どういう壊し方すれば安上がるんだろうなということも踏まえていただければいいんじゃないかなと思っておりますので、ひとつよろしくをお願いします。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） ほかにありませんか。

諏訪議員

〔7番（諏訪良一議員）登壇〕

○7番（諏訪良一議員） 農業振興費について質問いたしたいと思えます。

魅力ある園芸品目育成事業、今年度の当初予算で160万円、そして先ほどの説明ではさらに補助金として60万円上乗せすると。

魅力あるということになってくると、ハウスの中へ何を入れるか。ハウスの建設が目的ではないはずですが。これはあくまでも手段ですが、どのようなことに取り組もうとしておいでなのか、指導しているのか、伺います。

○議長（甲部昭夫議員） 加賀農林課長

○加賀忠夫農林課長 諏訪議員の質疑にお答えをします。

魅力ある園芸品の話ですが、これまではハウス、JAさんと補助を分かち合いまして、道の駅へ野菜類、そういったものを出していただく予定で補助をしておりました。

これからは、道の駅とも話、それからJAとも共同でお話をしまして、カラー野菜に少

し力を入れたい。カラー野菜イコール健康野菜としてこれから推進したいという目的を持ってございます。

そういう中で、先ほどもご説明しましたが、織姫ファイトプロジェクト、いわゆる生産者の人たちで立ち上げしましたそういう会の会員の皆様で、いろいろお互いに指導しながら、ハウスの補助は道の駅へ必ず出させていただくということを条件に補助しますので、カラー野菜を道の駅長、田中駅長が前から取り組んでおられますので、そういったことを中能登農林総合事務所の農業振興部の普及員も力を入れていただいて、一緒にカラー野菜、健康野菜で少し中能登の道の駅を売り出したいと今考えております。

そういったことをご説明して、今9人の方が小さいハウスでも耐雪用のハウスをこれから購入したい。それでこれからそういう生産をやっていききたい。町とJAにとりましてもそういった生産者の普及活動に、生産されるための栽培のいわゆるご指導、それから助言、そういった協力を惜しまなくやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 諏訪議員

○7番（諏訪良一議員） とにかく道の駅へ町内の特産物、魅力ある野菜。かけ声はいいけれども、なかなかいつ行っても見当たりません。そういうことから、ハウス建ててすぐうまくいくとは思ってはいませんが、やはりその方向へ指導をしていただきたいと思えます。

終わります。

○議長（甲部昭夫議員） ほかにありませんか。

林議員

〔2番（林 真弥議員）登壇〕

○2番（林 真弥議員） 78ページです。

障害者福祉費ということで、一番下の障害児施設給付費、これについてちょっと具体的

にもう一度説明願えませんでしょうか。

○議長（甲部昭夫議員） 平岡住民福祉課長

○平岡重信住民福祉課長 林議員の質疑にお答えします。

78ページの障害児施設給付費の中身でございますけれども、この中には、315万円の中には3つの事業がございます。

1つ目といたしましては、放課後のデイサービス事業。これが一番大きなものでございまして、金額的には374万円ぐらいを増額しております。これにつきましては、障害児の放課後、学校後、施設へ行って家庭の方が迎えにくるまで施設で過ごすという、そういう事業でございます。今年度、つばさにおいては夢ういんぐという事業所を立ち上げて町内で行っておりますが、七尾市内においても幾つかの事業者がこういう事業を行っているわけでございます。

それから発達障害支援等相談支援給付費、そういうものの事業量の減が見込まれますので60万円ぐらいの減額をしております。

そういうことで、一番大きなものとしては学校終わった児童の放課後のデイサービスを利用するという事業でございます。

○2番（林 真弥議員） よろしいです。

○議長（甲部昭夫議員） ほかにありませんか。

若狭議員

○12番（若狭明彦議員） 先ほどの加賀課長の説明あったと思うんですが、ちらっと聞き漏らしたかもわかりませんので、もう一回説明をお願いします。

82ページ、国土調査費、地籍測量で730万の△なんですよ。これについて、なぜこういうふうになっているのか、説明をお願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 加賀農林課長

○加賀忠夫農林課長 若狭議員の質疑にお答えしたいと思います。

国土調査費の地籍調査費、13節委託料の地

籍測量730万円。これは先ほど歳入でも総務課長が言われましたし、私からも言いましたように、当初、予算を組んだときに国土調査費の地籍調査事業費は石川県からの内示がありまして、当初予算の予算額をいただく予定にいました。

ただ、前にも一度説明したことがあります。全国的に東日本大震災を受けまして、南海トラフ、いわゆる関東地区の地震に備えて関東地区のほうに、日本海側じゃなくて太平洋側の地籍調査を早く進めたいという国の意向がありまして、石川県のほうが、裏日本という言い方は変ですけども、予算がつきづらくなりまして、当初見込みました予算が減額となりました。

そこで一応730万円の減額は、現在、能登部上的一部分、それから鹿島では尾崎、それから鳥屋地区ではちょうど良川が全体終わりました良川の最後の沖と黒氏の一部を入れてございます。その3地区の委託の地籍測量が終了、今回やりましたが、その事業費を精査して確定しましたところ730万円、補助もいただけないものですから減額をさせていただいたという形でございます。

以上です。

○12番（若狭明彦議員） わかりました。

○議長（甲部昭夫議員） ほかがございせんか。

土本議員

〔1番（土本 稔議員）登壇〕

○1番（土本 稔議員） それでは、85ページ、社会教育施設管理運営費の公民館の増額ですけども、当初予算時から大幅な増額要素がなぜ見抜けなかったのかという、このことについて伺います。

○議長（甲部昭夫議員） 百海生涯学習課長

○百海和夫生涯学習課長 土本議員の質疑にお答えします。

当初予算での見積もりの甘さというような形で、そのことかと思えます。確かに当初予

算では2年前の一業者の見積もりをもとに積算をしてしまいました。それで今回、解体をするに当たり、アスベスト等の処理のこともあり精査したところ、今回のような金額になりました。

当初の予算の見積もりが甘かったということで、大変申しわけございませんでした。

○1番（土本 稔議員） 以上です。

○議長（甲部昭夫議員） ほかがありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

次に、議案第85号 平成27年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算について説明を求めます。

議案書は87ページから91ページになります。

長元参事兼保健環境課長

○長元健次参事兼保健環境課長 それでは、議案書の87ページをごらんになっていただきたいと思えます。

議案第85号 平成27年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算でございます。

第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ96万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,679万2,000円とするものでございます。

それでは、90ページをお願いいたします。

まず歳入でございます。

第3款の繰入金で2目の保険基盤安定繰入金ということで96万2,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、91ページをごらんになっていただきたいと思えます。

歳出でございます。

第2款の後期高齢者医療広域連合納付金でございます。第1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金でございます。1細目の後期高齢者医療広域連合納付金で、19節の負担金で

保険基盤安定負担金で96万2,000円の増額をお願いするものでございます。これにつきましては一般会計のほうにも一部ご説明申し上げましたが、保険料のうち均等割の軽減相当額の決定による負担額を増額するものでございまして、一般会計から繰り入れた額をそのまま後期高齢者医療広域連合に支払うものでございます。

以上、中能登町後期高齢者医療特別会計の補正予算の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。議案第85号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

次に、議案第86号 平成27年度中能登町介護保険特別会計補正予算について説明を求めます。

議案書は93ページから97ページとなっております。

道善長寿介護課長

○道善まり子長寿介護課長 それでは、議案書93ページをお願いいたします。

議案第86号 平成27年度中能登町介護保険特別会計補正予算について説明をさせていただきます。

第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ351万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億9,877万円とするものでございます。

それでは、議案書96ページをお願いいたします。

歳入についてご説明いたします。

2款国庫支出金、4目介護保険事業費補助金で172万7,000円の増額でございますが、これは介護報酬の改正に伴うシステム改修費の国補助分であります。

続いて、6款繰入金、5目その他一般会計

繰入金で179万円の増額でございますが、主に介護報酬の改正に伴うシステム改修費の町負担分であります。

次に、議案書97ページをお願いいたします。

歳出についてご説明いたします。

1款1項1目一般管理費で345万6,000円の増額でございますが、介護報酬の改正に伴うシステム改修費の増額を行うものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。議案第86号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

次に、議案第87号 平成27年度中能登町下水道事業特別会計補正予算について説明を求めます。

議案書は99ページから106ページとなります。

北野上下水道課長

○北野 均上下水道課長 それでは、議案第87号 平成27年度中能登町下水道事業特別会計補正予算であります。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,459万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億2,221万円とするものであります。

第2条、債務負担行為の補正であります。債務負担行為の追加は第2表債務負担行為補正による。

第3条では地方債の補正。地方債の補正は第3表地方債補正によるものであります。

次に、101ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正であります。まず中能登町公共下水道処理施設維持管理業務委託で4,700万円、その下、中能登町農業集落

排水処理施設維持管理業務委託で900万円、それからその下になります。中能登町公共下水道処理施設に係る産業廃棄物収集運搬・処理業務委託で3,400万円、その下になります。バイオメタン発酵施設建設工事に伴う施工監理業務委託で700万円、それぞれ限度額を設定するものであり、期間はいずれも平成28年度までとするものであります。

なお、この業務は平成28年4月1日から年間を通して維持管理などが必要であるために12月補正をさせていただき、来年3月までに契約、それから入札執行並びに契約締結を完了したいものであります。

次に、102ページをお願いいたします。

第3表地方債補正であります。特定環境保全公共下水道事業債で、限度額4億1,830万円から480万円を減額いたしまして4億1,350万円とするものであります。交付金の減額に伴いまして事業費の減によるものでございます。

次に、104ページをお願いいたします。

歳入であります。

3款1項1目1節の社会資本整備総合交付金で850万円の減額です。これは交付金の額の確定によります減額措置であります。

それから、その下になります。4款1項1目1節の一般会計繰入金では129万円の減額です。事業債利子の利率の確定や、それから事業費の確定によるものでございます。

次に、7款1項1目1節の特定環境保全公共下水道事業債で480万円の減額であります。交付金の額の確定によりまして事業費の減に伴うものでございます。

次に、105ページをお願いいたします。

歳出であります。

1款1項2目1細目の公共下水道施設管理費で137万2,000円の減額をお願いするものです。内訳といたしましては、光熱水費で200万3,000円の減額です。これは、施設の統廃合事業によりまして公共下水道処理施設へ流

してあります。集落排水施設3カ所とマンホールポンプ場7カ所分のふえた量の汚水を処理するための電気料がほぼ確定したことによりまして減額をさせていただきたいというものでございます。また、そのほか公課費で63万1,000円の増額をお願いするものです。消費税並びに地方消費税の申告額の確定によるものです。

その下になります。3目2細目の農業集落排水施設管理費で15万円の増額をお願いするものです。廃止予定の鹿島北部浄化センター及び鹿島西部浄化センター、両施設に係ります浄化槽等の清掃業務に不測の日数を要したために電気の休止手続を延長して行ったということによる増額補正であります。

また、施設修繕料で300万円の増額をお願いするものです。これは、鹿西東部浄化センターにあります汚泥返送ポンプの2台のうち1台が故障して停止している状態です。このことから汚水処理施設維持管理委託で300万円を減額いたしまして、施設修繕料への組み替えを行いまして早急に対応させていただきたいというものであります。よろしく願いいたします。

106ページをお願いいたします。

2款1項1目2細目社会資本整備総合交付金事業の委託料で1,164万2,000円の減額をお願いするものです。

内訳といたしましては、13節委託料になりますが、水処理施設改築更新設計で532万8,000円の減額。これは鹿島中部クリーンセンターの機械設備改築実施設計業務、それから耐震補強設計業務に係るものであります。また、下水道事業業務継続計画策定で84万4,000円の減額であります。それぞれ交付金の減額並びに業務委託費の精算によるものでございます。また、工事監理委託料では300万円の増額をするものです。これはバイオメタン発酵施設建設工事に伴います建築に係る施工監理業務でありまして、先ほど債務

負担行為の設定でも説明しました700万円と合わせまして今年度中に発注をしたいというものでございます。

また、工事請負費では815万円の減額です。鹿島中部クリーンセンター耐震補強工事など、交付金の額の確定に伴いまして減額をするものです。

次に、2目1細目の農業集落排水事業費の委託料で76万4,000円の減額をお願いするものです。施設の機能診断及び最適化構想策定業務の精算による措置でございます。

続いて、3款1項2目1細目の公共下水道事業債利子で124万5,000円、それから2細目の農業集落排水事業債利子で20万7,000円、それぞれ減額をお願いするものです。借入利率の確定によるものです。

以上であります。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。議案第87号について質疑の方はございませんか。

若狭議員

〔12番（若狭明彦議員）登壇〕

○12番（若狭明彦議員） ただいまの課長の説明では、101ページ、バイオマスメタン発酵施設建設工事に伴う施工監理業務委託、この700万なんです、28年度ということは来年の予算です。とありますと、この間の施設の入札したのはいつやったか、幾らにしたか。そのときに設計あった。設計あったら設計者にこの監理費が入ってないのか入っていたのかどうかということ。

当然入っておれば最初から完成するまでの監理料があるはずなんですよ。普通、建設なら。年度末に一回切って、さあ来年は来年度監理委託というのはないと思うんですが、その説明をお願いします。

○議長（甲部昭夫議員） 北野上下水道課長
○北野 均上下水道課長 若狭議員の質疑にお答えをいたします。

まず、9月に契約いたしましたメタン発酵

施設の建築工事の中に監理料は入っていたかという質問だったと思いますが、その中には監理料は含まれておりません。

○議長（甲部昭夫議員） 若狭議員

○12番（若狭明彦議員） 監理料が含まれておらないということなんです、9月に入札した。今、着工していますよね。ということは、今誰も監理している人がいないということなんです、どういうことなんです。

○議長（甲部昭夫議員） 北野上下水道課長

○北野 均上下水道課長 若狭議員の再質問にお答えいたします。

監理につきましては、これから発注ということになりますので、現段階では入っていないということになります。

よろしく申し上げます。

○議長（甲部昭夫議員） 若狭議員

○12番（若狭明彦議員） これは町長に聞かないかんがかもわからんけど、建物を建てる時に設計するときには監理料を含んで入札して設計決めるんじゃないんですか。だから今もう工事着工しておるとしたら、当然くい打ちか何かあると思うんですよ。ということは、最近にぎわせているとおり、くい監理は誰もしてないということに判断されるんですが、どうなんです。

これは町長のほうが。建築のプロやから町長に聞いたほうがいいがかもわからんし。

○議長（甲部昭夫議員） 杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 設計をするときには設計、そしてその金額に応じて監理料も入れてやるのが大体常識でございます。

今聞いたところ、設計はあれしたけど、まだ監理料は入っておらんということで、まだくい打ちまで行っておらん。そういう中で、工事の進行状況に応じて早くしなければならんのではないかなと、そう思っております。

本来からいえば、設計、そして監理料、そして工事着手するときには全て終わっておら

なければならぬわけでありませうけれども、現在のところはそこまで行ってないというようにことなので、これからしっかりと見てあげます。当然入っておるもんだと私も思っておったんですけれども、そんな状況だそうです。

あんたもプロやから、その辺はわかると思います。まだ工事もそこまで進んでいないということも現実でありますので、しっかりと監理料も入れて、そんなことのないようにやってみます。

○議長（甲部昭夫議員） 若狭議員

○12番（若狭明彦議員） 私も建築のちょっこの資格しかないんですが、町長は物すごく幅広く、レパートリーも広いし何しておいでるんですが。ということは、今の進捗はどこまで行っておるんですか。

○議長（甲部昭夫議員） 北野上下水道課長
〔「4回目でないか」の声あり〕

○12番（若狭明彦議員） 議長、どうですか。やめますか。

○議長（甲部昭夫議員） 3回ということで一応やめておきます。

○12番（若狭明彦議員） ほんならあと一般質問でもまたさせていただきます。

ありがとう。

○議長（甲部昭夫議員） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

次に、議案第88号 平成27年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算について説明を求めます。

議案書は107ページから111ページとなります。

町田情報推進課長

○町田穂高情報推進課長 それでは、議案書の107ページをお願いいたします。

議案第88号 平成27年度中能登町ケーブル

テレビ事業特別会計補正予算でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ202万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,433万8,000円とするものでございます。

110ページをお願いいたします。

まず歳入でございます。

第2款使用料及び手数料は、放送サービス利用料の滞納繰越分36万8,000円でございます。これは額の確定によるものでございます。

第4款繰入金は、一般会計からの繰入金165万2,000円でございます。

続いて、111ページ、歳出でございます。

1款1項1目1細目の給与費につきましては、職員の通勤手当及び勤勉手当として40万の増額をお願いするものでございます。

また、2細目の管理費につきましては、放送サービス利用料の滞納繰越分36万8,000円の歳入増に伴い、一般会計からの繰入金36万8,000円を減額するものでございます。

2款1項1目1細目の施設整備事業費では、新規加入世帯や集合住宅への光ケーブル引き込み工事が当初の見込みより多くなると思われることから162万円の増額をお願いするものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。議案第88号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

次に、議案第89号 平成27年度中能登町水道事業会計補正予算について説明を求めます。

議案書は113ページから115ページとなります。

北野上下水道課長

○北野 均上下水道課長 それでは、議案第

89号 平成27年度中能登町水道事業会計補正
予算であります。

第2条、収益的支出であります。予算書
第3条収益的支出の予定額を次のとおり補正
するものです。支出、第1款1項営業費用で
10万円を増額いたしまして、トータルを4億
36万4,000円とするものであります。

第3条、予算書第9条の次に次の1条を加
えるものであります。第10条としまして、債
務負担行為をすることができる事項、期間及
び限度額は次のとおり定めるものでありま
す。まず上水道施設維持管理業務委託で限度
額を570万円、それから水質検査業務委託で
限度額を440万円とするものであり、期間
はいずれも平成28年度までとするものであり
ます。

なお、この業務は平成28年4月1日から年
間を通しての維持管理などが必要であるため
12月に補正をさせていただき、来年3月まで
に入札執行並びに契約締結を完了したいとい
うものでございます。

次に、115ページをお願いいたします。

収益的支出であります。1款1項1目の
総係費であります。手当といたしまして10
万円の増額をお願いするものであります。

以上であります。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わしまし
た。議案第89号について質疑の方はございま
せんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようでありま
す。

以上で議案の説明及び質疑は終結します。

ここで、委員会付託表を配付しますので、
暫時休憩いたします。

午後3時27分 休憩

午後3時28分 再開

○議長（甲部昭夫議員） 会議を再開しま
す。

ここで、執行部の議案の一部訂正の申し出
があり、発言を許します。

〔「異議あり」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） 暫時休憩します。

午後3時29分 休憩

午後3時30分 再開

○議長（甲部昭夫議員） 再開します。

ただいまの訂正の件は取り消します。

◎常任委員会付託

○議長（甲部昭夫議員） 日程第5 常任委
員会付託

お諮りいたします。

ただいま議題となっておりまして議案第71号
から議案第89号及び請願第8号並びに請願第
9号につきましては、会議規則第39条の規定
により、お手元に配付しました委員会付託表
のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付
託したいと思っております。これにご異議ありませ
んか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） 異議なしと認めま
す。

よって、委員会付託表のとおり、各常任委
員会へ付託することに決定しました。

◎休会決定の件

○議長（甲部昭夫議員） 日程第6 休会決
定の件を議題とします。

お諮りいたします。

各常任委員会審査等のため、12月11日から
15日までの5日間、休会としたいと思いま
す。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） 異議なしと認めま
す。

よって、12月11日から15日までの5日間、
休会とすることに決定しました。

◎散 会

○議長（甲部昭夫議員） 以上で本日の日程
は終了しました。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

午後 3 時33分 散会